

1. 議事日程（令和3年第2回北広島町議会定例会）

令和3年6月16日
午前10時開会
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--|
| 梅 尾 泰 文 | ①被爆76年被爆者の実態は
②学校給食の実態は
③所有者不明土地対策は |
| 亀 岡 純 一 | ①新公会計制度による町政の経営管理を問う
②買物難民を救済するまちづくりは |
| 伊 藤 立 真 | ①有害鳥獣被害状況・防止計画と森林整備事業について
②まちづくりセンター・地域づくりセンターの利用状況と
「きたひろ学び塾With」の活動実態について
③北広島町立小中学校通学費補助について |
| 宮 本 裕 之 | ①有害鳥獣の被害削減にさらなる支援策を
②今後の新型コロナウイルス感染症対策と課題は |
| 佐々木 正 之 | ①地域の拠点づくりについて
②ごみ処理体制について |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 亀 岡 純 一 | 2 番 伊 藤 立 真 | 3 番 敷 本 弘 美 |
| 4 番 中 村 忍 | 5 番 佐々木 正 之 | 6 番 山 形 しのぶ |
| 7 番 美 濃 孝 二 | 8 番 梅 尾 泰 文 | 9 番 伊 藤 淳 |
| 10 番 服 部 泰 征 | 11 番 宮 本 裕 之 | 12 番 湊 俊 文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 法 正	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 榎 原 ナギサ	大朝支所長 小 椿 治 之	豊平支所長 細 川 敏 樹
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 川 手 秀 則	財政政策課長 植 田 優 香
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 沼 田 真 路	税務課長 矢 部 芳 彦

町民課長 大畑 紹子 福祉課長 芥川 智成 保健課長 迫井 一深
農林課長 宮地 弥樹 商工観光課長 中川 克也 建設課長 竹下 秀樹
上下水道課長 寺川 浩郎 消防長 日田 靖成 学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） おはようございます。クールビズにより、暑い方は上着をとっていただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問及び答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご協力、ご理解をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

- 議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。8番、梅尾議員の発言を許します。
- 8番（梅尾泰文） 8番議員、梅尾泰文であります。議員定数が12名になって初めての議会となります。コロナの緊急事態宣言が出されておりますけども、これの一日も早い緊急事態宣言が解除される状況が来ることを願って一般質問に入りたいと思います。今回は、3点について質問させていただきます。1点は、被爆76年、被爆者の実態は。第2点が、学校給食の実態は。第3点が、所有者不明土地の対策は。ということであります。まず、被爆76年の実態でありますけども、広島、長崎に原爆が投下されて今年で76年目を迎えます。原爆被害者も高齢化が進み、健康に不安を募らせておられることと思います。私も被爆二世として、北広島や広島県原爆被害者団体協議会、被団協というんでありますけれども、その役員を二世として担わせていただいております。現在、被爆者自身が高齢、あるいは健康を害しているということなどの理由によって活動ができにくい状態が続いており、被爆者の会の存続が危ぶまれております。そういったところは解散をするということもございますけども、被爆二世がその中心

的な役割、会長であるとか事務局であるとかというふうなことを担って存続しているところもあるという状況があります。そこで、北広島町の実態についてお聞きしたいと思います。町内の被爆者の人数と平均年齢は何歳でありましょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 令和3年5月末現在、被爆者健康手帳所持者数は453名で、平均年齢は87.88歳となっております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 人数も453人ということで、非常に少なくなられたのかな、そして平均年齢が今87.88歳というふうに言われましたけども、これは県平均よりも多分平均年齢は高いんであろうというふうに思いますが、そこら辺のところの把握はされておられますか。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 県平均は、今数字を持っておらんのでお答えはできないんですけども、北広島町においては県よりは高いというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 被爆者の高齢化に加えてコロナ禍という状況の中で、先ほども申しましたが、行動したくても活動ができにくい、制限をされるという状況になっているわけでありましたが、町として、この北広島町の被爆団体の活動自体が今どのような状況になっているのかということ把握されておられるのではないかと思いますので、状況をお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 被爆者健康手帳所持者は、5年前の平成28年3月末より266名減り、同時に平均年齢も4歳程度高齢化をしております。また、北広島町原爆被害者の会は、昨年7月8日に被爆75周年原爆死没者慰霊式を開催する予定とされておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止する旨の連絡をいただいたところでございます。このように被爆者の減少と高齢化、併せて昨年来のコロナ禍と相まって、今後活動はますます厳しくなっていくと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 5年前に比べて266名減になったということでありまして。ちょっと先ほど言われた回答に、はっきり聞き取れなかったんですが、去年7月の8日に北広島町で原爆の関係の式典をしようというふうに思ったということ言われたんですか。コロナ禍の関係でできなかったということでありまして、そのときに町としてどのような方向で関わろうというふうにされたのか、そしてまた、今年仮にそういうことができるよという状況が出たときに、町としての関わりはいかがされるのかなというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 町としましては、昨年、慰霊式開催のための経費の一部を補助することと予定をしておりました。コロナ禍であるため中止にされた経緯があります。今後もコロナ禍で開催する予定は現在のところないというふうには聞いておりますけども、今後、団体より支援の申出があった場合は検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ぜひ、本当に原爆によって被災して大変な人生を送らにゃならんようになっ

たという状況があるわけでありますから、ぜひ町としてもしっかりと協力支援をしていただきたいというふうに思っております。

それから、これまで被爆二世の会が広島県や広島市に対して、被爆関係二世の証明書というのを作成してくださいというふうなことをこれまで言うておりましたし、それから被爆二世の健診も中身を充実してほしいというふうなことを広島市や広島県に対して言うておりましたら、このたび、政府のほうが市や県に対して提言をしたということもあるんでしょうが、被爆二世健康記録簿という、これが現物でございますが、そのものを広島市の市民には広島市が、そして広島市以外のところには広島県がその経費でもって、それぞれが自分で管理をして自分の健康に十分注意するように、留意するようにということも含めて作ってくれたわけでありまして、このものに関わって、町にもそのようなことの伝達はあったというふうに思いますが、町と、この記録簿の配布等についてのつながりはどのような関係があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議員おっしゃられましたとおり、被爆二世健診記録簿は全国の都道府県と広島、長崎両市が作成して、広島市と広島県では、昨年度、被爆二世健診を受診した方のうち、今年度も受診を希望されている方に郵送されております。また、県内各市町に郵送され、役所などの公共施設で希望される方は受け取ることができます。この記録簿は、個人の健康管理のために記載するものでございます。そのほかに町として、この記録簿に関わっては直接的な関わりはございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、福祉課長が答弁されたような流れで、このものを持っているから医療費が支援される、無料になるとかいうふうなものではありませんが、ただ、自分たちが二世であって、がんにかかる確率が高いなというふうな方たちも非常に多いわけでありますから、そこら辺は十分に本人が自覚をしながら、健康に留意していくというためのものでございます。ぜひ、支所とか本庁に置いてあるということですから、くださいというふうなことがあったら、積極的にお話ししてあげてくださいということでもあります。時間があと22分となりましたので、2問目に移りたいと思います。2問目は、学校給食の実態は、ということでもあります。千代田中学校の学校給食が2010年、平成22年の9月から始まったわけでありまして、10年前から北広島町の公立小学校、中学校は、そのとき全てが完全給食になったわけでありまして、一日に必要な栄養量のバランスも考えた献立になっているというふうな、10年前に質問をしたときにもお聞きをしています。学校で勉強、運動など行うのに、日頃お家にいるときよりもカロリーの計算量であるとかいうのが違ってくるといふふうなこともあって、そういうふうなことの基準に沿って献立ができています。そのおかげで体力はなくなるというふうなこともなくなって、非常にいい方向に進んでいるということでもあります。そこで今、学校給食は、それぞれの学校なりで、あるいは給食センターなりで決められているのだろうというふうに思うんですが、主食は米飯とパン食、どちらもあるのか、うちのところは米飯だけなんだよということなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校教育課からお答えいたします。主食は米飯となっております。パン食は、大朝、千代田地域では週1回、芸北地域では年2回程度、豊平地域では年3回程度と

なっております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 圧倒的に米飯のほうが多いというふうに聞いておりますが、えらばらつきがある、週に1回というところがあるかと思えば、年に2回、あるいは年に3回というふうなことで、パンがなかなか主食になってないという、理由はどこかにあるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 栄養士が献立を立てる上で、こういった状況になっております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をしました。米は、この町では生産をしているわけでありまして、自給率は高いと思いますから、学校給食に地元の米が使われているのか、あるいは、よそから買っているのかということについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校給食の米ですけれども、米は地元産を使用しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 地元産のうち銘柄が分かればお教え願いたいというふうに思います。それとまた野菜等でありますけれども、野菜は地元産ですか。あるいは地元産ではありませんか、併せてお聞きをします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 米の銘柄はコシヒカリと把握しております。野菜につきましては、地元の産直や法人から地元産の物を購入、使用しております。揃わない場合には、地元の商店から購入、使用しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私が思っていたとおりに理想的な形の答弁をされておられるし、そのような状況で進んでいるというのは非常にいいかと、米を作っている、野菜を作っているそのものが実際にその地域の子供たちに給食として食されているという状況を聞いて、安心をしたところでもあります。さて、そうはいつでも、作った物を出しても体力的に弱い部分があるとか、あるいは食が細いというふうなことで、食べ残しというふうなことも起こってくるのではないかとと思いますが、その食べ残しをした場合には、その食べ残した物は、どのように処分といたしますか、処理されておるのか、あるいは有効利用をどこかでしているのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 食べ残しの量は非常に少ない状況でありますけれども、そういったことから、燃えるごみとして処分しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 食べ残しの部分については、燃えるごみとして処理をしているということ、先日私、農業新聞を読んでいましたら、千葉県南房総市というところは日本一おいしいごはん給食というのをキャッチフレーズにして、完全米飯給食を2011年から行っているというふうに記事が載っていました。米の消費が減れば田んぼも要らなくなる、学校給食を食の教育と考えていると、その南房総市の教育長が答えられていました。米の消費拡大にもつながり、米飯に合うおかずを考え、その結果として、肥満の生徒が減ったというふうにも、はっきりと

書かれておりました。その記事は多分読まれたろうというふうに思いますが、どのようにお考えになっておられるかなというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 拝見させていただきまして、大変よい取組だというふうに感じました。参考にさせていただきたいと思いました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 参考にしようというふうに非常に前向きな回答いただきました。そこで、北広島町の学校給食の今後の考え方を、今の参考にするとということも踏まえて、どのように考えておられるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 現在本町では、給食センター及び共同調理場3か所、自校給食4か所で約1300食、1日の学校給食調理を行っております。可能な限り、地元産の食材を使用し、北広島町学校給食における安全・安心な食文化の創造と、食育の推進に取り組んでいるところでございます。今後ともこの方針を継続していくとともに、調理施設につきましては一部老朽化した調理場の統合推進を進めてまいろうと考えております。今議会の補正予算で、新たな学校給食センター整備に係る基本構想策定委託料を計上させていただいております。今後の施設整備について、しっかりとした計画を立ててまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 十分に考えて、よい方向に物事が進んでいけばいいなというふうに思っています。学校給食というのは、児童生徒の方たちの本当にそれこそ楽しみの一つであろうというふうにも思っています。そこで、学校給食には当然食器類が必要であります。食器類もアルマイトとかいう皿、おわん、いろいろあろうと思いますが、耐用年数もどのぐらいの年数かというのがありますし、やっぱり美的感覚、いくらいい食材を盛るにしても、その器がきれいに洗ったつもりでも汚れが取れていない、もう何年使っているのかなというふうな食器があるというふうに私も聞いていますが、そのところ、耐用年数も含めてどのぐらいの間隔で食器類を子供たちのほうに、食材入れたものを提供しているのかということをお聞きをしてみたい。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 食器の交換時期の目安ということでございますけれども、食器メーカーによりますと、一般的に1000回であるとか、7～8年間使用できるとも言われております。素材によっても違いがございます。本町では、劣化や破損により不足した食器につきまして適宜補充、対応しているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 適宜補充、回収をしているということですが、その適宜が適当な、どのぐらいの黄ばんでくるよ、白けてくるよ、色落ちしているよというふうなことの適宜が、子供さんたちがどう思うかな、あるいは保護者がどう思うかな、先生がどう思うかなというふうな基準が私はある程度適宜でなければいけないだろうと思うんです。ですから、先ほど1000回や7年、8年でというふうに言われましたが、それは耐用年数なのか、いろいろなものによっても変わってくるでしょうが、やはりぼちぼち替えてよというふうなことが出る前に適宜替えていくよというんならいいんですが、替えてくださいねというふうに言われても、今、予

算的に、当初から計画立ててないからというふうなことで、切り替えが難しいというふうなことも事情としてはあるのかもしれませんが、そうはいつでも、楽しみにしている給食の時間をもっと楽しくというふうに変えていこうと思えば、特にコロナ禍の時代ですから、物を言いながら食事をするということは無理になっているのかもしれませんが、そこら辺も含めて十分に考慮してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） しっかりと給食をおいしく頂けるように対応してまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それでは、そのように期待をしておきたいと思います。それでは3問目に移りたいと思いますけども、所有者不明土地の対策ということですが、所有者が不明というようなことは普通なかろうというふうに判断をするわけではありますが、それがあつたそうですね。この町にも多分そういうのはあるんだろうと思いますが、ここ数回、荒廃農地や危険家屋の対応について一般質問でもお聞きしてきたところでありますが、相続人がいても、結果として隣地に迷惑をかけたまま放置している。管理をすることも相続することも拒否したいのかもしれませんが、そういうふうな状況がありますよというのを、これまで何度か一般質問でやりとりをさせていただきました。持ち主の所有者の死亡の後に相続をされないまま放置された所有者不明土地が全国的に増えております。民法や不動産登記法の関連法が国会で成立したと聞いております。所有者不明や所有者が分かっても連絡が取れないなど、2016年事件で、2016年ですから、今から6年前ぐらいになりますが、410万ha、九州の面積を上回っているというんですね。土地の再開発や公共事業、安全対策からも放置することはできない。相続登記の義務化、登記名義人の住所変更後の登記など、所有者の責任がこれまで以上に課されることになるわけですが、私が言いました、うそじゃないかというふうな広い面積、九州と同じような面積が本当に今、新しい所有者に相続されているのかいないのかというのを、どう把握されておるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） あくまでも町の立場としては、固定資産税の課税台帳上で相続がされていないという場合は、死亡等が原因で相続がされていないということが分かつた中で、ある程度調査をしても相続人が把握できない場合は、いわゆる所有者不明というふうになるかと思つます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 本町の場合のお答えをいただきましたが、私が言いましたように、すごい広い面積の状況は、どのように把握されておりますかねということをお聞きしたいんです。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議員が先ほど申されました九州と同等の410万haの土地というのは、民間のシンクタンクが調査をして把握をした土地というふうに聞いております。その把握の方法としては、登記上の土地というのが基本にはなつているかと思つます。登記簿上所有者が判明できない、例えば死亡されていたりとか、所在しない、もう現在は所在しない国や地域の名前等で所有されているといったようなものも所有者不明の土地というカテゴリーに入つているというふうに聞いております。そういった捉え方では、全国的にかなりのそういった土地が発

生をしているということで、先ほど議員申されたとおり、国のほうでも法律を制定をしたりしながら、身近なところでは、登記を厳罰化すると。厳格化するというようなところで、ある程度土地の所有をしっかりとさせていくというところは、これからも大事になってくるというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、民間のシンクタンクが発表された数字だろうというふうなことでの説明がございましたが、いずれにしても状況的には、法律を変えてでも物事を、課税もそうですし、管理もそうであるように、やはり次につないでいくということが必要だろうというふうには思っています。それでは、本町の場合であります、所在者不明土地で、山林はちょっと除きますが、国土調査ができてない山林もたくさんあるんで、それも非常に難しいんで、それだけは外しますけども、その除いた土地の面積はどのぐらいありますか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 令和3年度固定資産課税台帳における対象面積は、当町の場合、約5haでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 5haの山林を除く土地については所有者が不明でありますから、土地はあっても固定資産税がかかっていないということになるのでしょうか。当然固定資産税、郵送するともないわけですから、そのように判断をしていいのでしょうか。それは、今の5haは大体何件ぐらいに当たりますか、件数は。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 当然議員おっしゃるとおり、賦課徴収は不可能ということになっております。件数につきましては23件存在をしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 相続人ははっきりするんでありますが、この土地を持っていた方が亡くなって、相続人ははっきりしますが、相続人が、私は相続人ではあるけども、管理をしたり、相続することを拒否したいんだというふうな申出とかというのはありますかありませんか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 当然相続人の方が相続を拒否されるというケースはございます。法的には相続放棄という形で対応するということになるかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 相続放棄をするということで、登記名義人にならないという、正式な方法でやる方法もあるでしょうし、相続人が5人おうちの1人が相続すればいいわけですが、話がうまくいかずに、その中の何人かが、私は相続の拒否をすると、納付はしないよ、というふうな場合に、やっぱり納付書を送るのは5人おうちの1人に送って納めてもらえば、それはそれでいいんでありますが、そうはいかないという場合に拒否をした方については、納付書を送るのか送らないのか、あるいは差押え等をしていく状況になるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 相続人が複数いらっしゃる場合は、まず基本的には、その相続人の方でお話をさせていただいて、相続人代表を決めていただいて、その方が納税をしていただくという



のが通常だと思えます。当然、税を納める義務は相続人全員の方に法的にはございます。大半の土地については相続人代表の方を選出していただいて納付をしておりますけども、まれにそれがうまくいかないという場合は、相続人の方全員に納付書を送付するというのが流れになるかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 相続人が5人いて話をしたけども調整がつかなかった。5分の1ずつ納付していただく金額を送り届ける。その場合、件数はたくさんあるというふうに思いますが、その例があった場合には、入れてもらった人は納付済みでいいですけども、入れてもらえない場合には内入という形になるんだろうというふうに思えます。その場合に、納めていただけなかった方たちへの請求、あるいは処分はどのような形でされますか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 当然全員の方に納付義務があるというところでございますので、しかるべき措置を取らせていただいて納付につなげる、回収につなげるということになるかと思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 差押え等をすぐにされるということには、なかなかかなりにくいでしょうが、仮に、今までは5人のことを仮定して言いましたけども、その例から話を外しますけども、相続はしないということで、納付書は送っても納めないというふうに言われた方については、差押え等は多分されるんだろうと思えますが、差押えをした物件について、公売に付すというふうなこともあるんだろうと思えますが、これまで差し押えたものを公売に付したというようなことは何件ぐらいで、どのぐらいの金額があったのでしょうか。分かればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 一連の議員、今ご質問の内容で、相続人が拒否をしたというケースで差押えをしたという事例は、ここ数年間はございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今は拒否をしたということの仮説を立てたんですが、そうじゃなくて、納税が難しいから納めることができない。何度も督促をし、催告をし、差押えをするよという予告をしても、それでも完納し切らないという方には、多分差押えがされるだろうというふうに思いますが、その場合に差し押えた物件を公売、公売するというのは実際にあったらと思うし、私もその例を知っていますから、これまでどのぐらいあったかというのは通告してませんから、いいですが、そのような場合、公売に付されることはありますね。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 全体的な考え方として、当然差押えをした土地については公売に付するというふうにルール上決まっておりますので、そのようにしております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 過去にそういうこともあったというふうに思いますが、その場合、公売というのは、言うてみれば、その土地の価値をどこかに定めて、それよりも高い金額で金額設定してくれた方に落札をするという状況になるんだろうと思えますが、それらについても多分されているというふうに思いますが、それらによる効果というのは、現金が入ってくるということ

はありますが、やはり差押えもしてんじゃねと。これはやっぱりいいかげんなことで納税の拒否はできないなというふうな効果もあろうかというふうに思うんで、そこら辺のところの効果をお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 当然議員おっしゃるとおり、滞納への抑止力という面では、公売についても大きな成果を生むものというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 先ほど、2問目のところで回答いただいて、所在者不明の土地が5haあって、納付書が送れないのが23件ありますよというふうに言われましたけども、これも通告してないので、数字は把握しとらんよということがあるかもしれませんが、分かれば、その23件の固定資産税としての税額の額が分かればお教え願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 約113万円というふうになっております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） すみませんでしたね、改めて通告してないのに言うてもらったら、数字が返ってきたので、びっくりしたぐらいであります。こういう場合は、本当に方法はないんでしょうかね。ないのかあるのか。考えたところ、承諾はしてもらえませんが、町に対して債務があるわけですから、そこで誰かに公売するというふうな方法が、これから先の法律によって決まってくるかどうか分かりませんが、そこら辺の状況お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 議員おっしゃるとおり、現在の法律の範囲で、行政のほうで、勝手に所有者不明の土地を自由に売買することは不可能かと思えます。ただ、一部公共事業、先ほど議員おっしゃったとおり、公共事業とか災害とか土地収用の観点から、ある程度強制力も現在法整備はされつつあります。しかしながら、自由に行政が売買というのは、なかなか今のところは厳しいのではないかというふうに思えます。ただ、これから、こういった土地が大変増えてくるというのは社会情勢の中で大きな課題というふうに思われますので、法整備の観点から、国が当然手をつけてくるというのは想定できると思えます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） なかなか難しい中で、一生懸命取り組んでもらってますけども、取り組んでもなかなか法律の決めた範囲の中でしか動くことができないわけでありましたが、県や国のほうへ、地場での自治体での状況をしっかりと国へ報告してもらったりしながら、法律の改正を急いでもらおうと。そういうふうにしていかないと、公平・公正が覆されるというか、守られていけないというふうになると思いますので、そこら辺のところ、今後十分に留意しながら取組をしていただくことをお願いをして、質問を終わりたいと思います。以上であります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため、暫時休憩します。10時55分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 46分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。次に、1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。今回は、さきに通告しております大綱2点について質問いたします。1点目は、新公会計制度による町政の経営管理を問うということ、それから大綱の2点目は、買物難民を救済するまちづくりについて質問いたします。それでは最初の質問、新公会計制度による町政の経営管理について質問いたします。町としては、以前から、この新公会計制度による資料も提示されていますので、今さらと思われる方もあるかと思いますが、私自身振り返ってみて、十分にこれを活用し切れていないというふうな気がしておりますので、今回この質問をさせていただきます。総務省は、地方公会計の整備促進の取組をしてきた中で、平成27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルをつくり、全ての自治体に対して、平成29年度までの3年間に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用することを求めたという経緯があります。これを受けて北広島町においても新しい公会計基準で、財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、準資産変動計算書、資金収支計算書といったものが整備されて、これに取り組んでこられ、固定資産台帳と併せてホームページに公表されています。そこで、この新公会計に基づいて議論するという、そのことの意義を町政の経営管理、町政のマネジメントですけども、この観点から考えてみようと思います。最初に、新公会計制度を理解するための質問をしてまいります。まず、現在の自治体の会計は、現金主義会計というふうに言われていますが、これはどういった会計でしょうか。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 自治体の会計は単式簿記・現金主義会計と言われ、一切の収入支出を歳入歳出予算に編入しております。現金の収入支出という事実に着目して整理されています。現金の動きに絞った会計処理を行うため、誰が見ても分かりやすいという特徴があり、簡易な帳簿づけにより、日々の現金の動きや残高も一目で把握しやすくなっております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 誰が見ても分かりやすいという話がありましたけども、その利点と逆に現金主義会計の逆の面といいますか、欠点というか、あればお願いいたします。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 現金の流れのみを見ておりますので、町が保有している資産、公共施設などの資産については含まれていないので、町の全体の状況を見ることにはなっていないという欠点がございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 現金だけを見る。ちょっと私もこれを勉強してみたところ、この今の現金主義会計の根拠になっているのが日本国憲法の中にあるということを知りました。それは第85条の中に財政法というところがあって、そこの中に支出とは、国の各般の需要を満たすための現金の支払いをいうというふうに、現金という言葉がそこに出てきます。それが根拠になって

いると思っております。そういう中で、この現金主義に対する会計の仕方としては、発生主義というものがあるそうです。これについて現金主義と比較してというところがもしできましたら、答弁願えますか。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 発生主義はいわゆる企業会計で行われているもうけをするための会計として使われているもの、現金主義に対して発生主義という言葉も使われるということでもありますけども、それはそれとして。ここに来て、この固定資産台帳の整備とか複式簿記を導入した新公会計制度がなぜ必要になったと考えられますか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 地方分権の進展により自治体経営が求められるようになったことや、厳しい財政状況の中、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たすこと、財政の効率化、適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方、手法を取り入れた新地方公会計制度の導入が必要になったと考えられます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうことですよね。その背景なんですけども、かつて夕張市が財政破綻をしたというのが大きなニュースになりましたけども、これとか、あるいは国会では、小泉内閣のときに制定された行政改革推進法、実際はもっと長い名前らしいですが、行政改革推進法というもので、これが公会計改革の根拠法令になっているということらしいんですけども、その辺のところもあるかなというふうに期待しながら質問してみたんですけども、自治体の経営をしていくために、経営という観点から、こういうことが必要になってきたということを理解しておけばいいのかなというふうに思います。そこで、この新公会計制度というものを、まず、その要点をまとめたら、どういうことになるかということをお聞きしたいと思います。併せて決算カードというものがありますけども、これもこの制度の中で出てきたものなのかということについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 新地方公会計制度とは、現金主義・単式簿記での管理に加えて、民間企業の会計方式である発生主義・複式簿記の考え方を取り入れたものであり、現金主義会計では見えにくい土地、建物や借入金などの資産や負債のストック情報や現金の支出はなくても行政サービスとして発生しているコスト情報を備え、かつ、これらの情報を把握することができるものです。なお、決算カードについては、この制度に付随するものではございません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 付随するものではないということでありましたが、これはホームページを見ると、全国の自治体の状況が一遍に分かるという非常に便利なもので、比較する場合、特に類似団体と比較する場合、それよくまとめられているものなんですけども、こういうものがあると。この新公会計制度を採用することによって、大体、財政政策課長のほうからお話していただいたようなことがメリットとしてあるから、やっているということは分かるんですが、改めて町としてどのようなメリットがあるのか、あるいは、これをやるためには、非常に業務的には負担も大きいところがあったのではないかとというふうに予想するんですけども、ちょっと余談になりますけど、先ほど出てきた固定資産台帳というのを町のホームページから改めて見てみて、ちょっとびっくりすることがあったんですけども、こういう用紙に打ち出してみた

わけです。そうすると、この大きさのA3の用紙に出して見て、全部出そうと思ったら、6630ページあるというぐらいたくさん資産、資産の数にして、細かく切ってるということがあるんでしょうけども、細かく分けた上で、3万6455の資産の数があるというふうなところが出てきました。これは前々からたくさん、町が広いからたくさんあるという話は聞いておりますけども、そのぐらいあるんだなということは改めて思わされました。そういう中で、メリット・デメリット、それについて改めてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 新地方公会計制度導入のメリットとして、現金主義会計では見えにくいストック情報やコスト情報を把握することで、行財政施策に関する分析、評価の他団体との比較や適切な資産管理などによりマネジメントを強化し、財政の効率化を図ることができることや、住民等に対して財政情報を分かりやすく提供できることが上げられます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 分かりやすく提供できるというメリットがある。デメリットについての話はなかったですかね。そうではあるんですが、これもしっかりと、その意味を分かって聞かないと、数字を聞いただけではなかなか理解できないというところがあるものですから、今回、この3月の議会で提出された資料が、令和元年度決算、統一的な基準、財政書類についてというものが出されております。毎年財政政策課のほうから、大体、全員協議会のところで説明していただくということがあったと思いますけども、これについて具体的なところで質問してみたいと思います。いくつか質問項目があって、その最初の質問ですけども、将来の世代に学校や公民館などの公共施設やインフラ施設を残していけるのかということについてお伺いします。そのポイントとして、いくつかポイント上げてみたいと思いますが、まず、1番目、住民1人当たりの資産額は、これは数字で言うと、392万円という数字が上がっております。住民1人当たりの資産額が392万円。これは貸借対照表に記載されている資産合計額を住民基本台帳の人口で割ったという値ですよ。1人当たり、この額。この数字が意味するものは、自治体の資産がたくさんあって、それが公共施設などの役に立つ資産であれば、住民サービスに寄与するということと言えますが、反面、この資産が大きいということは、維持管理や補修費用がかかるということでもありますから、その点を見ておかないといけない。それから次のポイントとして、有形固定資産の生活インフラだとか国土保全、教育、福祉といった行政目的別割合、これを見ることで、行政分野ごとの社会資本形成の比重が分かるというものであり、さらにこれを年度ごとに比較すれば、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたのかが分かる。さらに、資産形成の特徴を理解した上で、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立つといった数字であります。これを事前に財政政策課のほうで、ちょっと数字を聞いてきたものがあります。割合の大きいものから順に上げてみますと、生活インフラ国土保全分野においては、46.9%、ほぼ半分近い。産業振興分野が21.4%、教育分野が20.4%、主なものはこういうことになって、その後、総務分野で8.6%、福祉が1.1%、消防分野で0.9%、環境衛生分野で0.7%といったような数字が出てくるということでありました。それから次のポイント、歳入額対資産比率です。これは説明資料の中にもありましたが、4.61年分というふうになっているということでもあります。これは当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することで、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分になるかを把握して、北広島町の資産形成の度合いを計ることができる、こういうものです。

それから次のポイント、有形固定資産減価償却率というもの、これは71.22%という数字が上がっております。これは有形固定資産のうちの償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合、これを出すことで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかということが分かるというものです。こういったところ、ポイントとして見ながら、果たして北広島町は将来の世代に学校とか公民館といった公共施設やインフラ施設を残していけるのかというところをお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） ご質問の4つの指標ですが、資産の状況を分析するもので、将来世代に残る資産はどのくらいあるかを示しております。本町の場合、類似団体と比較しても住民1人当たりの資産額が多く、今後も維持コスト等が多くかかることが予想されることから、老朽化した施設の更新や除却等について方針を検討していく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 次の質問です。将来世代と現世代の負担割合が適切なのかということについてお伺いします。今度は、これのポイントですけれども、まず、準資産比率、これが73.45%、これは将来世代と現世代との間で負担の割合がどうなっているのか。この数字が減少していけば、将来世代に負担が先送りされたことを意味します。逆にこの数字が増えれば、今の世代が将来世代に利用できる資源を残したということが言えるということで、この比率が高いほど財政状況は健全であるというふうに言われているそうです。この準資産比率73.45%、それから次のポイントは、将来世代負担比率、これ別の見方で、地方債と有形固定資産などの社会資本に注目して、将来世代の負担の程度を見るものです。この数値が低いことが健全な財政運営をしている証になると、これ我が町の場合は16.94%ということになっておりますが、この辺のところから、将来世代と現世代の負担割合は適切かどうかということについてお尋ねします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この2つの指標ですが、資産と負債の比率を分析するもので、将来世代と現世代の負担の分担はどのようになっているかを表しております。本町の場合、公共施設の老朽化が進んでいるため、起債による施設更新等を行うことにより数値が悪化するおそれがあります。世代間のバランスを考慮しながら、施設を整備することが求められますが、基本的には将来世代に負担を残さない財政運営が必要と考えて進めております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 将来世代に負担を残さないように考えている。従前から言われていることではありますが、そういったところが根拠になるということだと思います。次に、北広島町にはどのくらいの借金があるのかについてお伺いします。まず、ポイント2、1人当たりの負債額104万1000円、それから基礎的財政収支、これは、いわゆるプライマリーバランスと言われるものですが、地方債等の元利償還金を除いた歳出と地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標である。これがプラスの値であれば、地方債の発行をしなくても、その年の税収や地方交付税などで住民生活に必要な支出が賄えていると言える。これが数字は7億5467万8000円となっている。それから次のポイントは、地方債の償還可能年数、これはちょっと数字が分からなかったんですけども、地方債を定期的に確保できる資金である業務活動収支の黒字額で返済した場合に、地方債を返済した場合に何年で返済できるかを表す指

標、借金である地方債が多いのか少ないのか、返済能力があるのかないのかを見ることができるといえるものです。この辺の観点から、北広島町の借金についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） これらの指標ですが、財政に持続可能性があるかを表しております。住民1人当たりの資産額と同様、負債額は類似団体よりも高い傾向にあります。健全な財政運営を維持するため、負債額が増加しないように、公共工事などの投資規模を抑制していく必要があると考えております。なお、地方債の償還可能年数は、地方公会計においては参考指標となっており、検討をしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 償還可能年数は今出てないということですが、いずれにしても類似団体に比べて借金は多いという認識は分かります。そういうことですね。それから、この辺の最後の質問になります。北広島町がインフラ資産の形成や施設の建設などの新たな資産を持つための財源的な余裕度がどのくらいあるのかについてお伺いします。これは行政コスト対財源比率がどのくらいなのかといったところを見ていくようになるかと思いますが、お願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この指標は、資産形成等を行う余裕はどのくらいあるのかを表しております。税収等の一般財源のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに消費されたのかを把握することができ、この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕の度合いが低いと言えます。この各種指標についてですが、国の地方公会計の活用に関する研究会において検討されており、この指標については現在示されていないため、検討する数値を持ち合わせておりません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） では次です。受益者負担の水準についてお伺いします。これは、歳入がどのくらい税収等で賄われているかということです。行政コスト計算書の経常収支や使用料や手数料などの行政サービスに係る受益者負担の金額を表すので、これを経常費用と比較することで、受益者負担水準の適正さを判断することができるというのですが、これは類似団体の過去の平均値を見ると4.5%程度というふうになってたと思いますが、これについてお尋ねします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） この受益者負担比率は、自立性を分析するものです。類似団体平均と比較すると高い傾向にありますが、この割合が低い場合は、行政サービスに係る費用が高いとも言えます。負担の公平性という観点から、今後も経年比較、類似団体比較を行い、町民の皆様への理解を得ながら、施設使用料等の負担について検討していくことや内部管理経費等の削減にも努めてまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） こうした経営管理の観点を応用して、町としての事業展開をどのように考えておられるか、お聞きしてみたいと思います。これ例を挙げて、通告書には書きましたけども、時間の都合上、細部には入らずに、大きな質問として、この経営管理の観点から事業展開というふうに考えた場合に、どういうふうに考えられるかということについてお尋ねしたいと思いますが、答弁できますでしょうか。

○議長（湊俊文） もう一度。

○1番（亀岡純一） 答弁しにくいみたいなので、内容で質問します。通告に上げたとおり、私、林業を森林の有効利用ということにすごく思いがあるものですから、ちょっとこじつけみたいな感じになるかもしれませんが、町の林務行政の場合に、これを適用して考えてみて、イニシャルコストとランニングコストということを長期的に合わせて考えたライフサイクルコストといった、そういうもうけ主義というか、そこを考えながらやっていく事業展開ということに応用できるんじゃないかというようなところ、そうした将来のビジョンを持って進めていけるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 林務行政の質問ということで農林課からお答えいたします。町有林等におきまして、森林資源を有効に活用するためのライフサイクルコストに重点を置いた森林経営についての質問でございますけども、本町の森林面積は約5万3495haあります。そのうち町有林の面積につきましては3130haで、約6%の状況でございます。この経営管理をする上で、町有林の現況を把握しまして、資源の適切な管理及び有効活用することが重要と考えておりまして、地域ごとの特徴でありますとか目的に応じまして、森林を活用の森と保護・保全の森の2つの区分をいたしまして、町有林の将来を見据えた管理計画を策定し、取り組んでいるところでございます。それぞれ目的に応じて事業を展開しているところでございます。ライフサイクルコストを考えた事業展開につきましても一つの重要な視点とは考えますけども、森林の持ちます水源保全機能等の多面的機能の維持をしていくためには、植林から伐採、販売、こういった長い長期のコスト面だけを考えますと成り立たない面もある状況でございます。しかしながら、災害及び有害鳥獣被害防止対策におきまして、適切な管理はしていく必要があるというふうに考えております。このため、新技術の導入等によりますコスト面の削減と合わせまして、管理計画によりますそれぞれ目的に応じた事業を行いまして、今後とも本町の森林資源の有効活用を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） ライフサイクルコストという言葉を出しましたけども、これちょっとお断りしておきたいと思いますが、今回、私はこの質問するために、こういう新地方公会計の基礎知識という参考書、これは地方監査会計技能士の宮澤正泰氏の著書になるものですが、これを参考にさせていただいたことをお断りしておきます。その中で、このフルコストの考え方というのが、こんなふうに氷山の一角というイメージで、海の上に出ているのは建設費と1年目のコスト、この下に隠れているのが修繕費とか更新費、運用費、水とか光熱費とか保全とか、それから2年目、3年目の施設運営の事業費とか人件費だとか、そういうものが入っている。こういったものを目先のことでなくて、その先々まで全部見て考えていくという考え方、当然これはやっておられることだとは思いますが、こういった視点がこの新公会計制度を利用することで、より見ていきやすくなるのではないかというふうに思っております。現在、財務書類、この4表は本町の編成予算にどの程度活用されているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 詳細な数値の活用には至っておりませんが、財務書類や各種指標に基づいて適正な事業規模の把握に努めておるところです。また、地方債の抑制などに活用しておるところです。



○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 十分に活用していくことは有効だと思います。今後、この新しい公会計制度に基づいた議論をしていくということに町としてはどのような期待を持っているのか、またこの点で課題と、それに対する取組をお伺いしてみます。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 新地方公会計制度において作成する財務書類は、現金の収支だけでなく、適切な資産管理につなげることができることから、町の財政状況全体を捉えることを可能とするものです。まずは、各指標の分析から導き出された課題を職員全体で共有し、財政状況について理解を深め、現状の改善に向けた事業マネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういった事業マネジメントに取り組んでいくということですが、どういう指標、この数字は、言わば私たちの健康診断の数値と同じようなものであって、数値の意味をしっかりと理解する必要があるというふうに思います。また、自治体の規模や状況によって、その健康な数値は当然変わってくるでしょうから、その辺のことも理解した上で、しっかりと考えていく必要があると思います。それでは大分時間が押してきましたが、大綱2点目の買物難民を救済するまちづくりについてお伺いしていきます。第2次北広島町長期総合計画の中に北広島町の克服すべき課題を踏まえた今後の方向性という、その中に、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして書かれている部分があります。それは、少子高齢化や過疎化の現状、そういったものを背景にして、各地域が直面する課題は異なっているんですが、こうした公共交通の利用、公共施設、商業施設等へのアクセスの不便さ、情報通信環境といった生活の利便性において地域ごとに差が生じている現状がある。それから、各地域にいろんな商業や医療、福祉の拠点となる場所を維持し、生活上の困り事に対して、行政や地域、民間事業者が連携し、持続可能な支援や必要な移動手段を確保するなど、誰もが施設やサービスの利用が可能となる仕組みづくりを構築することが求められます。こういうふうに書かれてあります。こういう中で、この5月末をもって町内のJAの店舗が2か所、それからガソリンスタンドが1か所廃止されたという状況があります。この地区の中には高齢化が進む中で、食料品等の日常の買物ができる店舗がなくなり、まさに買物難民や買物弱者が発生している状況があります。今後もこうした傾向は容易に予想されます。この点については、私も12月の議会で、また同僚議員が2月の一般質問でも取り上げられた内容でありますから、そのときの答弁も踏まえて質問したいと思います。まず、町の考える、誰もが安心して暮らせるまちづくりの方向性に照らして、今回の問題を町はどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 商業施設のことですので、商工観光課のほうからお答えをさせていただきます。議員が先ほどおっしゃられましたように、生活の利便性において、地域ごとに差が生じている現状の中、さらに今回のように地域の中で生活物資を購入できていた店舗等が廃止されるということにつきましては、その地域の皆さんにとって大変大きな問題であると捉えております。町といたしましても、地域の皆さんの利便性を確保する手段について、支所を含めて関係部署で課題を共有しているところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

- 1番（亀岡純一） 質問時間の関係で、私は早口にならざるを得ないのですが、答弁のほうはなるべくゆっくりとお願いします。次の質問です。さきの一般質問の答弁に、地域と対話することが重要であるというようなことが答弁されました。それで地域との対話はどのようになされて、その検討結果はどうなったのか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 地域への対話についてでございます。今回は、JAの店舗廃止に関して、豊平地域1か所、芸北地域2か所が対象ということで、豊平地域におきましては、JA広島市豊平支店への聞き取りを実施しております。支店の店舗は廃止されておりますけれども、一定の食料品や生活物資などの販売は継続されており、地域の方からのご意見等につきましては今のところないというふうに聞いております。芸北地域におきましては、雄鹿原支店と美和支店が廃止になるということでございまして、美和地区のほうにつきましては、集会所が持たれましたので、そちらのほうに出席をさせていただき、地域の方々のご意見等お聞きしたところでございます。雄鹿原地区におきましては、JA芸北支店に聞き取りをさせていただきましたが、地域の方からの問合せ等はないということでございました。検討結果につきましては、地域の皆さんの利便性を考え、生協ひろしまの宅配サービスや町内のコンビニエンスストアの移動販売等、現在、各事業所で行われておりますサービスの活用などの充実を図っているところでございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 実際に行かれたということではありますが、それを受けて、対策をこれから考えていっていただく必要はあるかと思いますが、自動車を持たない、いわゆる買物難民や買物弱者を救済する一つの方法として、今ある交通手段を利用して、公共交通を利用して、それをこういう地域のために、こういう人たちのために安くて負担が少ない方法、こうしたものを町として一歩踏み込んだ取組をすることはできるのか、そういう方策、その思いはあるのかお尋ねします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 本町におきましては、旧町域をつなぐ交通手段として路線バスを運行しております。また、旧町域内を移動する交通手段といたしましてホープタクシーを運行しております。地区からのご要望は、交通弱者が安心して最も安い特別運賃で買物ができる方策を実現してほしいというものでございます。現在本町におきましては、路線バス、ホープタクシーを運行するために運行事業者に対しまして補助金の交付を行っております。公共交通を維持し、持続可能なものとしていくためには、利用実態に合わせた運行やDXを活用するなどして、さらなる利便性の向上と効率化を図っていく必要がございます。また、利用者にも応分の負担をお願いしていかなければならないと考えております。しかしながら、運転免許を返納された高齢者や経済的に免許、自動車を持つことのできない交通弱者への何らかの支援は必要であると考えております。したがって今後、町民の皆さん、公共交通の利用者、バス事業者及び店舗の方など支援策について協議してまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 今後協議していくという話でありましたけれども、ちょっとここでもう一歩踏み込んで、皆さんの課長の自分の両親が、あるいはお母さんお父さんが高齢である、そういう方がこういう地域に住んで買物に困っているという状況を、これは喫緊の課題であるというふ

うに理解した上で、どういう取組するのか、それを具体的にもう少し何か踏み込んで答弁いただくことはできませんか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 交通対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後バス事業者、それからバスの利用者の方、そして店舗、事業所等々と協議させていただいて、何らかの施策について打ち出しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 非常に急ぐ課題であるというふうに思います。あるところでは、栄養面で心配な面もあるというので、そういう調査もしたいというような話も聞いております。そういったところもありますので、やるにしてもぜひとも素早い対策をお願いしたいというふうに思います。最後の質問です。こういった問題は、県とも大いに連携をとって対策していくことを考えるべきではないかと思いますが、現状はどのようになっているか、連携強化の可能性はあるのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 公共交通につきましては、町内及び地域内での移動はもとより、自治体間をつなぐ広域的な移動も関連してまいりますので、県や隣接する自治体、そういった連携は重要であるというふうに考えております。現在町では、公共交通の空白地帯が生じないよう、路線バス、ホープタクシーを運行する事業者に対して補助金を交付して運行をお願いしております。広島県におきましては、自治体が行う公共交通運行に対する補助金に対して助成をする制度を設けております。県から町への補助金をその財源の一部として充てております。また、広島県におきましても生活交通の維持、確保に喫緊の課題を有する中山間地域に対しまして、中山間型M a a sの横展開を図るための取組を新たに今年度から始められております。この新たな事業につきまして、今後運行事業者の方と調査研究を行ってまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、公共交通の維持・確保するための補助制度や施策の充実につきましては、内陸部振興協議会や町村会を通じて県に要望し、連携強化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 大いに大きな声で要望を出していただきたいというふうに思います。最後のまとめとして、町長のお考えをお聞きすることができればお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 公共交通につきましては、今、担当課長のほうから申し上げましたとおりでありまして、しっかり努力をしてみたいと思っておりますが、なかなか現実には厳しいものがあります。ただ、今回の案件につきましては、生協ひろしまさんとかセブンイレブンさんとか、宅配と申しますか、地域へ出かけておられる、生協は宅配が主ということで聞いてますが、そういうような形でやっておられるので、できるだけそれらを有効に利用していただけるような仕組みづくりができないかということで、生協とも協議をしながら進めているところであります。たちまちはそうした対応策で買物に行かれないというようなところについては、そこへ出向いていく手段があるということでもありますので、それをご活用いただけたらというふうに考えているところであります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

- 1番（亀岡純一） 町長からもそういうふうに言っていたきましたが、いずれにしても、そういう立場におかれた方にとってみては、本当に切実な問題であります。できることを考えると同時に、これまで以上にそれを枠を超えてでもやっという取組が必要ではないかというふうに思います。さらに、こういう地域が増えていくというふうに思いますので、大きな問題、課題として、これからも検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。
- 議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩します。13時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 46分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開いたします。午前に引き続き、一般質問を行います。2番、伊藤立真議員。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。初質問ということで緊張してます。聞き取りにくいところがあるかもしれませんが、そこはご容赦ください。今日は、さきに通告をさせていただきました有害鳥獣被害状況・防止計画と森林整備について。まちづくりセンター、地域づくりセンターの利用状況と、きたひろ学び塾Withの活動実態について。北広島町立小中学校通学費補助、この3点についてお伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。まず、1つ目、有害鳥獣被害状況・防止計画と森林整備事業について伺っていききたいと思います。北広島町において、主要産業の第1次産業は、後継者不足や高齢者などを要因として、その経営体は減少しており、農地や森林維持は喫緊の課題になっております。とりわけ農作物生産意欲阻害や森林荒廃の原因である有害鳥獣被害は以前から問題となっており、平成30年に作成された山村振興計画、この中においても森林・農用地等の保全上の問題点であるとか、山村振興の目標を達成するための主な方法、あるいは鳥獣被害の防止施策、こういった各項目に上げられているというところです。これまで被害防止対策の助成や捕獲駆除、これらに取り組みはしておりますけれども、有害鳥獣の生息地域の拡大もあって深刻な状況に大きな変化はありません。有害鳥獣被害抑制の手段としては、防護や個体数の管理、野生動物と人里との境界線、いわゆるバッファゾーン、これを設けることが重要とされております。コロナ禍で、新しい生活様式や田園回帰、これらが注目される中で、農作物生産意欲向上や後継者の育成、新規就農者等の参入、またドローンによる有害鳥獣の行動把握など、スマート農業にもつながる施策や町面積の8割以上を占める森林活用として期待できることから、有害鳥獣被害の現状把握と森林整備状況について有害鳥獣被害をキーワードに次のとおり質問を進めていきたいと思っております。まず初めに、有害鳥獣被害の状況についてですが、鳥獣被害防止特措法に基づく最新の被害防止計画の内容について、この中でも特に取組方針についてお伺いしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害防止計画の内容についてのご質問でございます。鳥獣によります農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が平成20年2月に施行され、同日に被害防止のための施策を実施するための基本的な指針が示されたところでございます。市町村におきましては、この被害防止施策を効率的に実施するため、被害防止計画を定めることができるとされたところでございます。計画の内容につきましては、市町村の区域におきまして、農林水産業等の被害の原因となっております鳥獣を明記し、被害の現状や傾向、それから被害の軽減目標、捕獲に関する事項、被害防護の計画、被害防止施策の実施体制、被害対策の実施隊に関する事項でありますとか、捕獲した鳥獣の処理に関する事項などを掲げることとしております。計画期間は3年程度とされているところでございますので、北広島町では、現在、令和2年度から令和4年度までの第5期計画を策定して取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今の特措法に基づく防止計画の概要についてお話いただきました。この損害防止計画の被害防止に関する取組の内容に、里山の整備と併せ、緩衝帯整備に補助金を交付するという記述があります。これが一体どういう補助金に該当するのか、これがひろしま森づくり事業のことを示すのか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害防止に対しましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、緩衝帯の整備、こういったものが有効であるというふうに感じております。このため、この事業につきましては、森づくり事業を活用しながら取組を進めるということで、こちらのほうに記載しているという状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。この計画の中にもう一つ、集落環境整備への啓発や鳥獣害を一人一人の問題として捉え、集落を挙げて取り組めるように推進していくことが重要であるというふうに計画書の中に示してありますが、町のホームページで、この被害防止計画、これを見ることが今できないというか、ヒットしないんですね。先ほど来説明がありますけども、広く皆さんにこのことを周知していくために、どのようにこの計画を町民の方に広めていくか、その方法というか、お考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この被害防止計画につきましては、基本的には広く町民等に周知していくことが決められております。ご指摘のように、本来であればホームページの方に掲載して、広く周知等もしていかなければいけない状況でございましたけども、現在、申し訳ございませんが、そういった取組になっておりません。ご指摘がありましたので、今後につきましては、早急にこのホームページ等にこの被害防止計画を上げまして、周知等には取り組んでいきたいと思っておりますし、そのほか、被害防止につきましては農業振興冊子等でも周知をしている状況でございます。併せて広報等についても、そういった残渣の防止でありますとか、そういったところも今後取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった感じで取組を通じながら、被害防止の周知を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。獣害は、本当にこの広島県全域でかなり深刻な問題

になっていることもあるので、やはり町民の方にしっかり理解をいただくためにも周知をよろしくお願いします。次に、有害鳥獣被害実態について、鳥獣別の被害対象物、被害数量、被害金額について、地域ごとに過去3年間、どのような実態なのかお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害実態等のご質問でございますけども、全体の数値のほうでご報告させてもらいたいと思います。被害実態につきましては、主要作物であります水稲について報告させてもらいたいと思いますが、水稲のイノシシの被害面積につきましては、平成30年度で約630a、被害量は約3万2881kg、被害額は約594万9000円の状況でございます。令和元年度につきましては、被害面積が約843a、被害量が約4万3967kg、被害額が約778万1000円の状況でございます。令和2年度につきましては、被害面積約929a、被害量約4万8422kg、被害額は約866万8000円となっております。いずれも報告があったのみをカウントしているという状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。数字から見ても年々減る傾向にはいってないということが読み取れようかと思えます。イノシシの被害状況について、先ほどの計画の表にも30年度があるわけですけども、令和2年度において、先ほど水稲の話がありましたけども、水稲、麦、豆、イモ、これらの被害面積、合計で3299a、被害量は5万1146kg、被害額は905万1000円というふうに町のほうでは整理をされていますけども、農業保険法に基づき、水稲共済を実施している共済組合の数字でいきますと、水稲だけで被害面積が3099a、被害量は8万4649kg、被害額は1539万8000円というふうに報告がされています。この差異について、課のほうでどういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町の被害額の算定でございますけども、農業共済組合の被害面積の数値を参考にして算定しているところでございます。こちらから、農業共済からもらいました面積の数量に基づきまして、反収、あるいは減収率を乗じまして減収量を算定いたします。その減収量に対しまして、被害の標準単価を乗じまして被害額を算定しているところでございます。共済被害額との差が生じていることにつきましては、ご指摘のとおり認識しているところでございます。実態との差があるのではないかというご質問でございますけども、できるだけ今後実態の把握に合わせるような形でのごとくに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。被害実態を把握して認識する、まずここから被害防止計画の作成が当然というふうな流れになっていこうかと思えますので、よろしくお伺いいたします。次に、クマについて、地域ごとの出没情報及び注意喚起、あるいは人的被害の状況について、過去3年間の状況をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ツキノワグマの出没情報につきましては、年度ごとに目撃情報をまとめていますので、そちらの数字を報告させてもらいたいと思います。平成30年度は75回、令和元年度は100回、令和2年度は241回となっております。場所や時間につきましては様々な状況でございますけども、道路を横切ったり民家近くの水田に出没するなどの情報が多い状況でございます。また、早朝や夕暮れ時の目撃が多くなっているような状況でございます。

注意喚起の放送につきましては、全町向けの告知としましては、平成30年度が6回、令和元年度が3回、令和2年度が5回となっています。それから人的被害につきましては、令和元年度、阿坂地区で86歳の女性が自宅裏でクマに襲われ、けがを負う事故が発生している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。クマの被害が年々増えてる、目撃情報も増えてるといふうなことになるろうかと思えます。芸北地域にお住まいの方に話聞くと、芸北では、クマ出るのは当たり前だけん、なかなか報告もせんよというふうなこともあるので、実態としては、かなりこれより数字が多いものが目撃されているのではないかなというふうに私は思っています。このように目撃情報が増加していて、特に令和2年度では令和元年度と比べると、先ほどのお話ありましたように、2.4倍の目撃があるというふうな状況です。先ほど人的被害の報告もございましたけども、予断を許さない状況が増していると思えます。このような状況にどのように対処すべきか、お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町において、山間部においては、なかなかクマと共存とはなかなか言いがたい状況でございますけども、近年、クマの目撃、出没も増えている状況でございます。原因といたしましては、やはり山が荒れている状況も踏まえまして、人里へ出没することが多くなって、このことは山で暮らせないことが一つの原因ではないかというふうに考えております。また一方で、人里で暮らすことで慣れてしまって、山里に帰らないようなクマも発生しているのではないかというふうに思っているところでございます。しかしながら、人的被害につきましてはあってはなりませんので、今後とも注意喚起等行うとともに、もし人身等被害がある場合は県と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。先ほどおっしゃったように、一旦人里に出て、楽な生活ができるということを学んだ野生動物、なかなか山に帰ろうとしないということがありますので、これら含めて、これから注意喚起も含め、進めていっていただけたらと思います。次に、ひろしま森づくり事業について、お伺いしたいと思います。昨年度、森づくり事業で放置林整備やバッファゾーン整備、これら事業ごとに地区ごと実施団体数であるとか、実施面積、補助額について伺ってきたいと思います。分かる範囲でお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年度の森づくり事業につきましても、全体の数値で報告させていただきたいと思います。昨年度の森づくり事業の申請内容でございますけども、里山整備につきましては、全体で申請件数22件、面積が18.58ha、補助金額2398万5000円の状況でございます。それから竹林整備につきましては、全体数で申請件数10件、面積が1.82ha、補助金額で292万6000円の状況となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） このひろしま森づくり事業の当初の計画予算と、それに対する執行予算、もし比較ができていればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 当初予算と執行予算という質問でございますけども、令和2年度におき

まず当初予算につきましては、補助金ベースで6780万円としておりました。内訳としましては、交付金事業が前年とほぼ同額の2804万9000円、それから特認事業といたしまして3975万1000円を見込んでいる状況でございましたけども、県からの内示額がございまして、その内示額は5937万2000円の状況でございました。最終的な執行予算といたしましては、この内示額の5937万2000円に基金からの繰出しのほうを223万8000円を繰り入れまして、合わせて6161万円を執行したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 計画された予算に繰り入れたものを入れるぐらい活用されているというふうな理解でよろしいですね。この里山整備事業なんですけども、野生動物と人里とのバッファゾーンを持つという意味で有効とされております。実際に、この事業を通して事業行われた方、あるいは林業関係者の方に実際この事業行って、バッファゾーン設けた後、獣害の出没状況どうですかというふうなこともお話を聞いてみました。町として、実施後の効果等について把握されている状況、こういったものがあればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 里山整備後の効果等でございますけども、この里山林整備の目的としましては、景観保全でありますとか防災機能の強化、それから天然林の資源活用、先ほど言われました鳥獣被害防止などの効果があるとともに、さらに利活用されていない里山林の環境保全の機能を高める効果があるというふうに考えております。里山林とは、民家の裏山が水田に面した里山でありますとか、道路沿いの山林などがあり個人の山林での整備や集落等で取り組む鳥獣被害緩衝地帯、いわゆるバッファゾーンの整備などを町としても推進しているところでございます。事業を活用して整備することによりまして、山林の管理の意欲の高揚でありますとか、農地の管理や鳥獣被害防止のための電気柵でありますとか金網などの設置効果も高めるものというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 状況について、私自身で理解している内容と同様のお答えをいただいております。本当に大事な事業だと思っております。この事業なんですけども、その実績を見ますと、芸北地域での実績が特に高いかなというふうに思いますが、このひろしま森づくり事業自体のPRというか、こういった周知の方法というのをどういうふうにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 旧町単位の実績で言いますと、確かに芸北地域が一番多く、豊平地域が一番少ない状況でございますけども、ただし芸北地域におきましては、竹林整備等はないというふうな状況でございます。それぞれの地域の実情、要望に応じて取組をしている状況でございます。事業概要等のPRにつきましては、毎年作成しております農林業振興資料でありますとか、ホームページ、あるいは町広報誌により周知をしている状況でございます。現在、令和3年度の事業要望も開始しているところでございますので、事業を希望される方につきましては、農林課まで相談してもらえればと思っている状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） こういった有効な事業が広く展開されるような手法とっていただければと、そのために活用していただくために広く広報していただければというふうに思います。



次に、同じくバッファゾーンに関連することでもありますけども、分収造林事業、これは里山事業とは別の事業ですけども、この地域ごとの概要なり実施状況、分かれば、分かる範囲内で構わないので教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 分収造林の状況でございますけども、町行分収造林について説明させていただきます。町行分収造林につきましては、大朝地域が15か所、78.9ha、千代田地域が8か所、45.82ha、豊平地域が1か所の6.02haで、町全体で24か所、130.74haの状況となっております。分収林につきましては、町が6割、森林所有者が4割になっておる状況でございます。現在は、切捨て間伐等を中心に施業を行っている状況でございますけども、今後につきましては、年齢に合わせながら、搬出間伐等も計画していければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 分収造林事業についてお伺いした理由というか、根拠なんですけど、これもやっぱり野生動物と人里とのバッファゾーンはもとより町面積の8割以上を占める森林活用のとても有効な方法だと思いますので、今後どのようにこれを進めていきたいか、取り組んでいけるのか、お考えがあれば、併せてお聞かせください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 里山整備でありますとか森林整備につきましては、先ほど答弁しましたように、景観保全でありますとか防災、減災、鳥獣被害対策等におきましても重要でありますので、今後ともあらゆる事業等活用しながら整備していきたいと思っております。特に森づくり事業につきましては、集落ぐるみでの地域での里山整備も可能でございますので、引き続き取組を進めながら、有害鳥獣対策等にも力を入れていければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 獣害対策と森林絡めていろいろ質問させていただき、丁寧に答えていただき、ありがとうございました。私もできるだけ、この事業が広がるように、地域のほうでも話をしていきたいと思っております。では、2つ目、まちづくりセンター、地域づくりセンターの利用状況と、きたひろ学び塾Withの活動実態について伺ってきたいと思います。協働のまちづくり、ひとづくりの拠点としてまちづくりセンター、地域づくりセンターが位置づけられております。私自身も地元の地域づくりセンターに行って、いくつかの活動に参加をしておりますけども、それぞれのセンターでは地域の特色を生かした活動がされており、北広島町全体の協働のまちづくり、ひとづくりの一翼を担っているというふうに思っています。中でもこの春開館したまちづくりセンターは、北広島町のシンボリックな施設として、その活用が特に注目されているのではないかとこのように思います。コロナ禍で、昨年からは活動が大きな制限をされている状況ではありますけども、これまでの活動踏まえて、それぞれのセンターの活動を活発に、かつ充実させることがこれからのまちづくりに必要であり、ひとづくりのためのきたひろ学び塾With、これにつながるのではないかとこのように思っています。これらに関連して、次のとおり質問をしていきたいと思っております。まず、まちづくりセンター、地域づくりセンターの利用状況についてなんですけども、地域ごとの地域づくりセンターの利用状況について、利用内容であるとか、利用者数の状況、これらについて過去3年間の状況お聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 各利用状況につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けていない平成30年度の状況につきまして報告を申し上げます。全体で5万2000人が利用されております。千代田が2万3000人と一番多く、続いて芸北が1万4000人となっております。主催事業の開催回数では豊平、参加者数は大朝が一番多くなっております。各センターごとに工夫を凝らした地域の実情に合った開催方法で実施をしているところでございます。これらの数字につきましては、図書館の図書の利用を含まない数字となっております。サークル活動、団体の利用につきましては、千代田地域が最も多く、日常的に活動されておりますのは、今年度48団体となっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。各地域づくりセンターの施設とか設備、これらで違いはあるかと思えますけども、どの地域を見ても、先ほど人数のご説明いただきましたけども、今年令和3年度4月の地域人口比と比べてみても、利用者数は、どの地域も200%超えている状況、つまり地域づくりセンターを2回は、その地域に住んでいる人が利用されているという計算になろうかと思えます。特に芸北地域では6回、7回利用されているというふうな計算になっていくのかなというふうに思えます。こういった地域づくりセンター、先ほど様々な活動の内容も触れていただきましたけども、センターの運営に関わる職員の方々が地域の実情に合わせた活動に取り組まれている結果、こういった利用のパーセンテージが高いということも現れてくると思うんですけども、この職員の方々、あるいはセンターの運営に携わっている方々の活動そのものにどのような評価をお持ちか、もしあれば、思いを聞かせていただければと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 先ほども申し上げましたけども、各地域ごと、各地域づくりセンターごとに工夫を凝らした地域の実情に合った開催方法等で事業を実施しておるところでございます。例えば芸北であれば、ことぶき大学を開催されて、利用者の増を図っていると。大朝地域では、大朝の大朝人くらぶとの共同事業の実施、それから豊平では、地域に出向いて、おでかけ公民館、そういった取組、そういった地域の実情に合ったような取組をそれぞれしておりますので、今後もそういった形で、しっかりと地域に溶け込んだ、地域ニーズに合った形での事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 各地域の工夫凝らした活動自体を把握されているというふうなお答えであろうかと思えます。次に、まちづくりセンターの利用状況について、利用内容、利用者等の状況についてお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 北広島町まちづくりセンターにつきましては、4月1日にオープンをしてから、5月末までの2か月間の状況について数字を申し上げます。利用団体数は241団体で、利用者数は2640人でございます。なお、広島県に緊急事態宣言が発令されました5月17日からはセンターの利用を制限している状況での数字でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。4月ベースで見てもかなりの利用が、今の状況においてもあるんだなというふうなのを感じさせてもらいました。これらそれぞれのセンターの利

用案等、利用される方の要望等について、それらを把握するための取組というのをされていれば、その取組の状況と、もし把握されているのであれば、その内容を分かる範囲でお知らせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 各センターにおけます利用者からの提案とか、そういったものにつきましては、サークル連絡会議や利用者から直接意見をお伺いするなどして実施をしているところでございます。それをもとに各地域づくりセンターで取組を行うとともに、地域づくりセンター連絡会議において目指すべき姿や情報の共有を図ってきておるところでございます。施設要望につきましては、まちづくりセンターにおいては、利用団体に対しましてアンケート調査を5月に実施しております。また、各地域づくりセンターでの要望等につきましては、利用者の方から直接口頭で聞き取りなどを行ってきております。内容につきましては、備品や設備、そういったもののハード面に関するものがほとんどでございます。ソフト面につきましては、皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、各地域づくりセンターがそれぞれ学びを通じた地域づくり、まちづくりの目指す姿を明確にして、皆さんとともに実現させてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。要望等についてちゃんと把握される取組をされているということだと思います。今年度もしっかり時間をかけて各センターの利用案であるとか要望等であるとかアンケートなどで、先ほどまちづくりセンターでは5月にされたということでありましたけども、広く利用者の声をまた拾い集めていただき、加えて、利用者の声、アンケートでは、なかなか伝え切れないところもあろうかと思っておりますので、各センターの職員さんの実感を込めたもの、これらを含めて取りまとめがもしできれば、今後の在り方とか進め方に有益な情報の基となるんじゃないかなというふうに思ったりもします。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 各センターの職員、指導員等の意見交換につきましては、地域づくりセンターの連絡会議、連携会議を1か月に一度は実施をしておるところでございます。そういった中で、各職員から要望、意見、どういった講座が必要か、どういった取組を今後していきたいか、そういったものを意見交換しながら、講座等の開催等について取組を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。各センター間で、きちっと連絡、協調しながら、その活動を進めていくというふうなことを感じさせていただきました。これはますます発展していければなというふうに思います。先日なんですけども、芸北と大朝、豊平の各地域センターへ訪ねてみました。その中で、高齢者の方が利用されているので、1階での利用が必要なんよとか、活動内容、状況も分かる範囲で聞かせていただきました。それを聞かせていただいて、地域コミュニティ、活性化にそれぞれのセンターがとても重要な役割を果たしているということ強く感じさせてもらいました。こういった各地域センターの設備や修繕維持といった、先ほどお話ありましたけども、ハード面、また運営や活動、あるいは、その支援といったソフト面について、その課題とか問題点とか、現状把握をされておりますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（沼田真路） 各地域づくりセンターの課題、ハード面で申し上げますと、やはり施設が老朽化しているところもございますし、トイレが和式のものが多という意見をいただいております。これにつきましては、トイレにつきましては計画的に今後洋式に変更を、予算がかかりますので、そういった状況踏まえながら、洋式変更をしていきたいというふうに考えております。老朽化した施設につきましては、やはりすぐという話にはならないので、皆さんと利用者等、それから地域と話をさせていただきながら、在り方、それから今後の活用方法について、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） すみません、ソフト面はいかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） ソフト面でございますけども、やはり先ほども申し上げましたとおり、利用者の意見なりを聞きながら、コミュニケーションしっかり図って行って、どういった利活用が必要かと、どういった講座が必要かといったところを各センターで意見聴取していただいて、地域づくりセンター連絡会議の中で、意見交換をさせていただいて実施、有効な講座等々連携した講座等々進めていきたいというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） そのあたりも考えていただいているというふうに理解していきたいと思えます。様々な課題はあろうかと思えますけど、改善、あるいは解決に取り組まれたというふうなのを感じさせてもらいました。次に、きたひろ学び塾について、昨年度の学び塾の活動実態について、その概要、参加者等の意見含め、何かありましたらお聞かせいただければと思います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 令和2年度のきたひろ学び塾は、新型コロナウイルスの影響によって、当初の事業計画の変更を余儀なくされております。それぞれの学部担当職員がどのような形であれば運営できるかについて協議を重ねてきました。その結果として、4つのテーマの学部が合計で9回のプログラムを実施いたしております。受講者の延べ人数は200名ちょうどでございます。参加者の感想といたしましては、受講者を対象としたアンケートを行っておりますけども、プログラム内容に対しましては98.9%の参加者が満足というふうに答えていただいております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 町広報の中でも学び塾のことを取り上げて、記事が載ってたのを見させてもらいました。これからなるかと思うんですけど、今、先ほど課長がおっしゃったように、コロナ禍の中で活動自体が本当に難しい状況だとは思いますが、今年度以後のきたひろ学び塾Withの展開、先ほども参加者の意見、満足度が98.9%あるよというようなお話でしたけども、これからの展開、あるいは活動の周知について、どのように取り組んでいかれるか、思いがあったらお聞かせください。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） きたひろ学び塾につきましては、今年度で3年目となります。コロナ禍において、計画どおりの事業実施ができてないという状況ではございます。しっかりと取組を継続させていくこと、そして継続して、地域の課題解決に向けてリーダーづくりをして、しっかりとしていきたいと思えます。この理念が持続可能なコミュニティの実現、そして

地域への愛着醸成、それから多様なつながりの創出ということを理念としておりますので、その実現に向かって継続した取組をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどの地域センターでの活動含め、まちづくり、ひとづくりのために、これらの事業とても大事だと思いますので、しっかり私たちも応援をしていきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひします。次に、3つ目になりますけども、北広島町立小中学校通学費補助に関する規則に対して伺っていきたく思います。まず、この規則の第5条第3号にあります冬季積雪期間のバス通学について、校区ごとに冬季積雪期間にバス通学をしている生徒数をお伺ひしたいと申ひします。お願ひします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 冬季積雪期間の補助の特例で、バス通学をする生徒は豊平中学校の7名です。他校にはおりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この地域ごと、今、豊平中学校区ということなんですけど、該当する7名、補助額をお知らせください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 通学費補助は半年ごとのバス定期の購入により行っております。今年度最新の金額は、まだ不明でございます。昨年度の実績から想定させていただきますと、豊平地域で約20万円になるものと思ひます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。この冬季積雪期間の特例による助成というのは、自転車通学が困難なので、危険ということで通学補助がされているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 冬季の期間ということで、積雪量であったり、日照時間、勾配のきつい緩い、そういったところで特例として認めさせていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 冬の間危ないということなんだと思ひます。この規則の補助の特例なんですけども、昨年クマの目撃情報が相次いで、通学路であるとか住宅付近での出没も報告、耳にしているところなんです。話の中には、そのイノシシ、シカ、この捕獲柵からクマの逃走が目撃されて、その捕獲柵の中に内臓を食いちぎられたシカがあったというふうな話も実際のところ聞いてます。これは昨年の10月ぐらいだったと思ひますけども、このようなクマはとても危険だろうというふうに思ひます。北広島町立小中学校通学費補助に関する規則第5条第5号でいう、通学に危険な状況とは、具体的にどのような内容が該当するのか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 通学に危険な状況でございます。通学路の状況としまして、民家や人通り、車両の通行がなく、不審者の心配がある場合、また、クマなど野生動物の出没情報が多くある場合などを現在危険な状況として認めさせていただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど質問の最初で、獣害のところで、クマの目撃情報の話を聞かせていた

だいたんですけど、そのときもありましたように、昨年は一昨年の2.4倍のクマの目撃情報が寄せられている。今年度も早くからクマの目撃情報、出没への警戒が町から呼びかけられているという状況であります。令和2年度においては、昨年5月から11月までの間、20回を超える目撃情報が連続してあるわけで、特に10月は80回の目撃情報があるというふうになってます。実際、クマの出没に我が子の通学を心配する、案ずる保護者の声をちょっと聞いております。こういったところから、安全のためにぜひ、先ほどお話あったクマの出没云々のこともありますので、これが特に危険な状況等の条件に当てはまるよというふうなお答えだったと思いますので、ぜひとも通年補助対象ということをお考えをいただいて、児童生徒安全のために関連部署としっかり連携をとって、情報交換して対応していただければと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 保護者の方、もちろん児童生徒本人、また地域、学校と連携をしまして、安全を第一に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。多分、今のお答え聞いて安心されている保護者の方いらっしゃると思いますので、そのことも私のほうからも伝えていきたいと思います。ありがとうございます。以上で私の一般質問終わらせていただきます。皆さんありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで、伊藤立真議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため、暫時休憩します。14時まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 51分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。先ほどの同僚議員と質問が重複することもあると思いますが、違った観点から質問したいと思います。梅雨に入り、これから野菜や果物等農作物の収穫の時期を迎えますが、丹精込めて育てた作物を有害鳥獣からいかに守り、無事に収穫し、食卓や消費者に届けることが生産者の生きがいでもあります。農家の高齢化や担い手不足が深刻な中山間地域において、有害鳥獣の被害は年々増加傾向にあり、このことは生産者の耕作意欲を低下させる要因であり、最悪は、耕作を諦める方も出るなど、極めて大きな問題であります。中でもイノシシの被害は突出し、被害総額の8割以上を占め、900万円以上となっています。加えてシカやヌートリアの生息範囲も拡大傾向と思われ、いくら駆除しても頭数が減少していないのが現状であります。さらにはクマによる被害も広域化しているとの報道がされており、人的被害も心配されま

す。こうした状況の中、狩猟者の高齢化が進んでおり、有害鳥獣の捕獲減少が心配されます。本町の有害鳥獣による被害総額は2年続けて1000万円を超える被害となっており、有害鳥獣の駆除には狩猟者の育成とその支援が喫緊の課題と考えます。そこで、次の点について質問をいたします。本町の有害鳥獣の被害対策と現状の支援策、そして新たな支援策の考えについて伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町の有害鳥獣被害対策としましては、3つの柱で取り組んでいる状況でございます。まず、1つ目に被害防御、それから2つ目に捕獲の推進、3つ目に環境整備を掲げて取り組んでいる状況でございます。被害防御としましては、電気柵等の設置の補助でありますとか、被害防除研修会等を実施している状況でございます。捕獲の推進といたしましては、農地等へ出没しますイノシシやシカを捕獲するため実施隊の設置、あるいは捕獲班によります積極的な捕獲を推進するとともに、地域で捕獲に取り組む担い手を育成するため、学び塾等で狩猟免許取得の支援のための講座等を開催している状況でございます。地域での捕獲を推進するため、令和2年度から箱わな貸付制度の取組も始めたところでございます。環境整備につきましては、餌づけ行為に当たる食物残渣の放置でありますとか、水稻のひこばえの放置、果実の放置などをなくす取組を呼びかけている状況でございます。また、田畑等の周辺林地の整備によりますバッファゾーン整備の推進に取り組んでいる状況でございます。新たな支援策につきましては、捕獲用の箱わなの管理でありますとか、そういった管理の軽減でありますとか、効率的な捕獲につながりますICTの活用を推進し、捕獲数が向上していくよう、調査、研究をしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 農林課長から、3点項目を重点に取り組んでいるということでございます。耕作の放棄が進みますと、やはり直接的な経済影響はないにしろ、イノシシなどの隠れ場や餌場となって、いずれはこうした有害鳥獣が近くの野菜や果物、そういったものを餌だと思ってくる。昨年、産業建設委員会のメンバー2人と私、彼岸花の球根を約2000球頼みまして、イノシシが出そうところの畦畔に植えました。濱田議員と亀岡議員と私なんですが、私は約1000球植えました。この効果は今年どのように現れるかというのを期待しておるんですが、これ3年前、産業建設常任委員会で岐阜県を視察したときに、岐阜県のいわゆる棚田やらそういった畦畔、美しいぐらい彼岸花が植えられています。なしてこういうふうに植えているのかなと聞いたら、モグラ対策、イノシシ対策にてきめん効果がある。結局毒があるから、球根に。モグラも寄りつかない、イノシシもそばにいて荒らすことがないという話を聞いたのでやってみました。こういった効果が現れれば、連作とか網をやるとかというよりもはるかに自然環境の中で守れていく対策になると思うんですよ。そういったことをもし効果があるのならば、町としても推奨、支援していくという考えはございませんか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） お話がありました彼岸花の件でございますけども、以前、産建委員会のほうで、そういった話もあったことは確認しております。効果検証につきましても、そういった実態見ながら検証していければというふうに思っております。彼岸花ありましたが、もう1つスイセンもそういった効果の一つではないかというふうなお話も聞いている状況でございますので、また、効果等見まして、もし効果等が確かにあるというふうなことが把握できました

ら、また協議等もさせてもらえばというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 恐らく効果があるから皆さん取り組んでいるのだと思います。この件についてはスイセン、先ほど課長言われましたスイセンも、やっぱり球根に毒素があって効果があると。そういった自然なものを使つての予防、今後はこういったこともしっかり取り組む必要性を非常に感じております。この新たな取組については、また次の項目でも聞かせていただきたいと思うので、次の質問に入ります。人里に出没するクマ対策についてであります。1月13日付の中国新聞に、新庄高校の生徒、河村さんの小論文が掲載されております。お手元に資料として配付させていただいたんですが、2ページのうちの半ページが河村さんの小論文でございます。内容を読んでいただいていると思うんですが、まず、感心させられるのはクマ等の野生生物との住み分けが自然との共生ともう結論づけている。このクマの生息域、中国地方では、この前、同僚議員も言われたんですが、沿岸部まで広がっていて、約2.7倍というふうに中国新聞では報道されてます。そして、このクマなんですが、ツキノワグマは九州と沖縄にはいません。北海道には、これはヒグマという凶暴なクマもいます。本州・四国にこのツキノワグマがいて、これは割とおとなしいクマだと言われてるんですが、近年、山菜採りやら、キノコ採りで襲われて命を亡くすことも出ています。児童にとっても大変危険であると、同僚議員も先ほど発言されて、もつともだと思えます。東北地方では、クマは駆除されていると聞きます。うそかどうかは私は聞いた話なんで、ごめんなさい。西日本では保護動物になってるんですね。捕獲したら奥山に放獣しなさいと。しかし、これほど生息エリアが広がって、頭数も増えていると言われてるのに、人里に出たクマ、もう一旦、餌というか、味をしめたクマは放獣してもまた出てくるわけですよ。こうしたクマに対しては、もう私は、積極的に駆除するというのがいいのか悪いのかは別として、やはり危険性から見れば駆除すべきと考えますが、農林課の考えをお聞きします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ツキノワグマについての質問でございますけども、ツキノワグマにつきましては、広島県野生生物の種の保護に関する条例におきまして、指定野生鳥獣にされております。また、環境省が定めましたレッドデータブックでは、絶滅のおそれがある地域個体群として掲載されております。広島県では、第1種特定鳥獣保護計画を策定いたしまして、保護並びに管理を行うものとしております。保護計画におきましては、ツキノワグマにより人身被害の回避と、農作物被害の軽減を目的とする被害防止に努めるとともに、個体群の維持を図っていくというふうになっております。北広島町のような山間部におきましては、なかなか共存とはいきがい状況でございますけども、人との住み分けが必要であるというふうには考えております。しかしながら、人身被害があつてはなりませんので、注意喚起を行うとともに、人に危害を与えるおそれがあるものにつきましては県に捕獲の申請を行い、捕獲を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 課長のおっしゃるとおりで、やはり人身に被害を及ぼすおそれがあるクマというのは、もうこれはどうしても駆除する必要が私も当然あるというふうに思います。結局、人との住み分けというのは、当然昔は山の自然な木やら草がいわゆるエネルギーだったのが、もう全く化石エネルギーに変わった途端に管理されなくなった。下刈りも何にもなくなって、



結局管理されないところの柿やら栗、これは当然絶好の餌になると。クマは、この柿は管理されている、この栗は、リンゴは管理されているなんていう見分けはできないわけですから、近くに来て、またすぐそばにまた栗やらリンゴがあれば、もう喜んで飛びつくわけですから、そういうことになるということになると、しっかりした里山整備、これが重要になってくる。芸北ではせどやま事業というのをやっています。おかげで大分きれいになった山が見られるんですが、そういったところは、やはりイノシシやクマは出にくいですよ。自分の姿を隠すところがないから。そういった意味において、今後も里山整備の必要性、私は芸北で取り組んでいるせどやま事業、これをやはり全町域に広げる努力を今後ももしっかり研究、検討していく必要がありますが、その点について伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 里山整備につきましては、議員がおっしゃられましたように、いろんな面で効果があると思っております。有害鳥獣のバッファゾーンの取組でありますし、森林整備によります里山整備によります景観等も含めて効果等があるというふうに認識しております。今後も先ほど言いましたように、森づくり事業を活用しながら、そういった取組も進めていきたいというふうに思っております。芸北で行っておりますせどやま事業の全町的な展開につきましては、そういったことを含めまして、どういうふうに取り組んでいくかというふうな計画等、その辺も今後、森林環境譲与税とかも始まっている状況でございますので、そういった事業も含めまして、どういった方向性で取り組んでいくかを整理しながら、芸北地域を先行的にやっておりますけれども、それがどのように、その地域を活性化するとともに、全町に広げるか等につきまして、計画を策定しながら、取組を検討していければというふうに考えるところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ぜひとも、これは一刻も早い展開をしていく必要があると思いますし、それがひいてはこういった有害鳥獣から身を守る、農作物を守る展開にもなっていくと思うんで、しっかり期待をしております。次に、ジビエの支援についてであります。この河村さん、論文に、シカやイノシシの命をむだにしないように、ジビエ肉として加工して販売すべきと提言しています。ジビエは最近、夏場獲った肉も熟成したものが販売されておって、大変おいしいと。私もその肉を頂きました。大変夏場に獲れたたイノシシもおいしく調理されてます。これは駆除したイノシシ肉、シカ、今まで販売できなかったんですが、販売できるようになってます。千代田の舞ロードにも加工されて密封した真空パックのイノシシ肉が出てる。今年新たな加工場を設置したいという猟友会の方のお話も聞いております。やっぱりこういった新たな取組に対して、町としては何らかの支援をしていく必要も私はあると思うんですが、それについて伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ジビエ利用でございますけれども、このジビエの利用につきましては、北広島町では、これまで取り組んできませんでした。ジビエ利用につきましては、捕獲個体の確保でありますとか、処理施設の整備でありますとか、その運営、それからジビエ利用及び販売などのトータル的な計画が必要であるというふうに考えております。まずは、捕獲個体の確保が重要でありますけれども、これまで幾度か計画が浮上いたしまして、猟友会との協議も進めてきましたけれども、計画実現には至りませんでしたという現状でございます。令和3年3月に開

催いたしました北広島町捕獲対策協議会において、ジビエ利用について協議がなされ、今後猟友会を中心にジビエ利用の計画づくりが始まるものと思われまます。先ほど言いましたように、トータルの計画を策定し、実現可能になった場合につきましては、町としても支援等の検討も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ちょっと話は変わるんですが、ふるさと納税の返礼品、これ何を見てみんなやるかという、一番多いのは返礼品の内容だというアンケート調査が出てます。やはり浜田市なんかが一番多いとき、10億円ぐらいのふるさと納税、平均して6～7億円ある。北広島町も高原豚や、今度新たにジビエの肉、そして、ヒラト産業が今は開発していますレモンサーモン、引く手あまたと聞いております。こういった新たな品目を返礼品に加えることも可能になってくる。やはりジビエ、これから私は国民、消費者から注目されるお肉になってくると思うんで、ぜひともこういう新たな取組にチャレンジされる方、支援をしていく事業展開してもらいたい。切に願っておりますので、前向きな検討をしてください。答弁はありますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ジビエ施設の支援につきましては、その一つの考え方としまして、その施設が持続的に運営できるかが一つの重要な点だというふうに考えております。そのために地域、地元の同意が得られているか。あるいは、そういった猟友会との連携についての確認を行いながら、具体的な支援策の内容につきまして、そういった施設、そういったところ総合的に判断いたしまして、国の交付金事業等の活用も検討しながら、対応について考えていければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 前向きな答弁をいただいたんで、大きな期待を寄せております。次に、鳥獣処理機の導入について伺いたいと思います。年間2000頭を超えるイノシシやシカの処分は大変な労力を要するもので、高齢化している猟師さんたちには負担が大きいものと思います。大崎上島町は、微生物によるイノシシの処理機を設置し、これを有効に活用してイノシシの処分に当たっております。以前もこの件については議員のほうから質問がありましたが、検討の課題として今後取り扱うというような答弁だったと思うんですが、今の現状踏まえて、どういう認識であるか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 鳥獣処理機につきましては、令和元年度に芸北広域環境施設組合と安芸高田市、北広島町の関係市町の担当課で視察を行ったところでございますけども、その後、幾度かの検討を行いました。現行の焼却施設と処理装置について比較をした結果、ランニングコストの差が少なく、導入については現在見合わせているところでございます。今のところ、再度の検討という段階には至ってないという状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 実は、そのときに私も視察に行っています。町長も行っております。感心させられたのは、廃校した小学校の跡地、その運動場ですね。そこに設置して、そんなに大きなものでもないし、金額がかかるものでもないんですね。イノシシを丸々1頭入れとって、24時間ぐらいしたら何にもなくなる。本当ごみも何も出ない、優れた機械なんで、やはりこういった機械の導入は、芸北広域環境施設組合との協議も必要かもしれませんが、やっぱり町

に1台ぐらい設置する、私は必要性は感じております。町長もそのとき見に行かれとるんで、それからまた2年たちました。こういう鳥獣被害というか、捕獲数がすごく増えて、処分にも困るような現状を踏まえて、町長どのように今のお気持ちを聞かせていただければと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この処理機については、先ほど来紹介がありますように、私も見に行かせてもらいました。臭いもほとんどなくて、非常にいいなというふうに思いましたが、運用する際に問題、課題になることも若干あったりもします。今、きれいセンター、ここでの小さい型を入れて試験的にやってはおります。ただ、きれいセンターで比較をした場合に、コスト比較をした場合には、今までの焼却とあまりコスト的には変わらないということになりましたので、なかなか導入には至ってないという状況であります。きれいセンターは、今後どういうふうに施設全体を展開するかということにもかかってくるんで、見合わせておるといふところもあります。実際には、猟友会の皆さん方で管理をしてもらうというような形ができれば一番いいのだと思います。というのが、捕獲したのをきれいセンターまで運ぶということになると、近くの方はまだいいかも分かりませんが、結構距離もあつたりするんで、その地域の近くにこういった処理場があつて、運営も猟友会の方がされると、大崎上島もそういう形であつたというふうに記憶しておりますけども、ここらはまた検討に値する部分だといふふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 確かに芸北広域きれいセンターの将来展望も踏まえながら、どういうふうに有害鳥獣の処理のことも踏まえて検討するというのは十分理解しております。そういった点で、今後の芸北広域きれいセンター、今後の議論もまた深めていかなくてはいけないと思っておりますので、併せて鳥獣処理の問題も検討していく必要があると思っておりますので、しっかり議論していきたいと思っております。それでは次の猟友会のことについてであります。猟友会のメンバーの7割が60代、70代といった高齢化を迎えております。河村さんの論文では、狩猟者の人数を増やすには、狩猟者の報酬を上げることを提案しておられます。確かにこのことも要因の一つではあると思うんですが、別の発想でいけば、イノシシやシカや有害鳥獣の駆除補助金を上げることも一つの手段だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 猟友会の状況でございますけども、年齢構成につきましては、60代から70代が圧倒的に多い状況でございます。具体的には50代以下24%でありますし、80代が6%というふうな状況になっております。それから昨年度までで3年間で新規に狩猟免許を取得された方の48%は60代から70代の状況になっております。これは定年退職後に免許を取得しまして、地域で捕獲に取り組むといった傾向があるのではないかというふうに思っております。一方で、30代以下につきましても18%と伸びている状況でもございます。有害鳥獣捕獲につきましては、昼間の管理でありますとか見回りが必要でありまして、会社勤めの方は従事することがなかなか難しいようですけども、昨年度より実施しておりますけども、集落等への箱わな貸付制度におきましては、わなの設置と合わせまして、管理についても共同での実施を呼びかけていますので、そういったとこでの効果も発生しているのではないかというふうに考えております。今後とも学び塾等を通じまして、担い手の育成確保を行っていただければというふうに思っているところでございます。先ほど、もう一つ、捕獲報償金のお話につきましては、現行では、今の値段を上げるというところまでは考えてない状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 狩猟者の報酬上げることも難しいし、駆除捕獲金の金額も上げることもなかなか財政上難しいんかということも理解できるんですが、今度の駆除加工する処理施設があちこちで運用されていくようになったら、その加工、処理する人、この人がやはり年間を通じて、もう専門的にやっつけていけるような体制をつくる必要があると思うんです。そのためには、やはり今獲ったイノシシ、今7000円ですか、1頭当たり。これを例えば1万円にして、その1万円の中の1000円、2000円は、この加工している方に持っていったときの報償、お礼とするというふうなシステムづくりをすれば、これ一石二鳥の世界ができるわけですよ。そうしないと、加工施設を造っても、年間毎日のように、どんどんどんどん、イノシシやシカが入ってくればいいけど、そうでない場合は、ある程度、1頭当たりの中に、処理したら手当が入ってくるというふうなシステムづくりも考える必要があるんじゃないか。このように思うわけですが、それも今の答弁からいうと、ちょっと難しいという答弁が返ってくるのは見えてるんですが、そういった必要性は今後考えることが要るんじゃないでしょうか、答弁をお聞きします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 確かに加工施設等つくった場合にその運営をどうしていくか、そこに人を張りつけた場合、どうしていくかというのは大きな課題であります。全国的にはそういったところも成功している施設、事例等もあります。近隣でいえば、美郷町にもそういった施設をつくられて、そこはもうかなり、逆にブランド化して、販売等もというような全国的にも有名な地域でございますので、そういった取組を参考にしながら、ただ報償費を上げていくだけではなくて、施設運営管理していくためには猟友会等の協力をどうしていくか等含めながら、その中で先進地の例も参考にしながら、研究等していく必要があるというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） これは今後、加工施設が運営されていく中で大きな課題になってくると思うんで、ぜひとも検討していただきたいと思います。狩猟免許所持者を、いただいた資料から見ると、218人、わなの猟の資格所持者が199人となっておりますが、この数字は両方の免許を持っている人も含まれているんでしょうか。そして、この中で女性の割合はどれぐらいなのか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） それは両方のものが入っているというふうに思いますけども、ちょっと女性の数につきましては、正確なものが把握しておりませんが、何名かおられるということ自体は把握している状況でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 河村さんの論文の中には、広島県は、人口1000人当たり1人の割合の狩猟者と出てます。北広島町は、これから見るとかなり多いんですけど、うちの町の狩猟とわなの免許の人数、どのぐらいの人数を今後も維持していく必要があるとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害防止計画等については、そこまでの具体的に人数までは計画はしておりませんが、捕獲頭数等については目標を立てて取り組んでおります。そういった中で、今の人数が適正かどうか等についても、今後また検証しながら、少し、どこまでの人数、例え

ばこれ500人のほうがいいですかというふうなところまでは検証してないことは実態でございますので、その辺につきましても、また検討していけばと思っておりますけど、いずれにしましても、この有害鳥獣被害を減少していくためには、まずは獲ることも非常に重要でございますので、そういった獲る人を育成する、また地域づくりでの取組も今も進めておりますけども、今後も必要になってきますので、地域の中で、各1人は必ず免許取得をしてもらえば、地域の中での取組も進むというふうなことも考えることもできますので、そういったことで進めていければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 適正人数というのはなかなか、これぐらい必要だというのは、把握できる数字というのは、捕獲量にもこれは関係してくるんだと思います。結局、獲っても獲っても減らないというのは、捕獲する人も足りない状況があるんじゃないかと思うんですが、今回は、鳥獣被害の対策について、こういった本町の新庄学園に通学している女性の方の投稿論文も参考にさせていただいたんです。これを読まれたら、皆さん、感動と驚きじゃないかと思うんですよ。16歳のまだ、今もう2年生になって17歳になっておられるかもしれませんが、小論文とはいえ、引用文献も用いないで、これだけの主張を論ずるというのはすごいことだと思います。やはりこういう方がうちの町におられる、将来本当、うちの町を背負ってもらってほしいぐらいな論を述べる方ですね。去年は、本町にある3つの高校の高校生による高校生議会を開催する予定だったんですよ。そしたら、こういった意見も出てきたかもしれません。そういった状況を踏まえて、コロナで中止になったわけですが、今年の開催も危ぶまれる、今後将来を担う、うちの町の高校生の意見を聞くという場は必要だと私は思いますが、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） このことについては、一昨年度から研究して、昨年度から始めようということで、3校の高校とも協議して始める予定であったわけでありまして、今ありましたように、新型コロナの影響で昨年は中止にしました。今年度もちょっと難しいだろうというふうに思っているところでありますが、来年度は、このコロナ対策等もかなり充実して、ワクチン接種等も充実してくるというふうに思われますので、また、高校とも協議はしていかなければなりません、ぜひ実施できるような形で進めたいと思います。高校生議会といいましても、提案型のものになるような形でやっていたらこうということ考えておるところであります。また、できるだけ実行するように進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 町長も来年に向かって取組に邁進したいということをお願いいたしましたので、私は、3つの高校がこれからもずっと存続して、その高校生が将来、一旦は町外へ出て戻ってくる環境整備、戻ってきて働ける場所づくりを進める義務が私たち議会も執行部もあるわけですから、そういうところにもしっかりと取り組むことを提言して、次の質問に移らせていただきます。質問の2点目は、今後の新型コロナウイルス感染症対策の課題についてであります。昨年に中国武漢から発生した新型コロナウイルス感染症拡大は、パンデミック、世界大流行となっており、多くの尊い命が失われています。本町においても感染者が40人を超えるなど、収束に向けての対策は、ワクチンの一刻も早い投与に期待するほかはありません。また、緊急事態宣言が広島県を含め、9都道府県に再延長が決定され、東京オリンピック・パラリンピック

クの開催も危ぶまれる深刻な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症は、町民生活や本町経済に大きな影響を及ぼしていることから、感染拡大の防止と経済活動の持続的な正常化を両立させることが重要となっていると考えます。そこで、次の質問をいたします。これからの感染症対策の重点課題についてですが、町民の生命、健康を守り、人権を保護し、地域経済に及ぼす影響を減らすことなどが町民が安心して生活できる環境を維持することであり、こういったことが極めて重要と考えますが、今後の重点課題について伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 感染症対策の重点項目ということでございますが、今現在、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） ワクチン接種が一刻も早く完了することが収束に向けての一番の有効な手段だというのは誰もが認識していることだと思います。この点について、いろいろな問題が起きています。まず1点は、打撃を受ける商工観光者へのことであり、何といたっても国や県の支援策だけでは生活できないといった飲食店や商工関係者が、これはもう倒産や廃業の危機に陥っていると伺います。本町の商工業者の中にも深刻な経営で、先行きが見えないと言われる方も多くいると聞いています。そこで、本町に今行っている支援策、また、これから独自の支援策を打ち出すことはあるのでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 商工業者の方々に対する町独自の支援策ということでございますけれども、今現在、町独自の新たな支援策というものはございません。町といたしましては、国や県が行う支援策が基本となるものと考えております。商工会等と連携をしながら、町内の各業種の状況について確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） コロナウイルスの感染症拡大というのは、リーマンショックのときよりも景気は悪くなっており、外出自粛、テレワーク、3密の回避などが大きく影響して、様々な業種に多大な影響を及ぼしている。昨年ですが、法人、個人会社が814件の倒産をしていると出ています。あれから半年たって、まだこれが収束してないということになると、さらに大きな倒産件数になっているんだと思うんですが、町内では、まだこういった商工関係者の中で、もううちは廃業したとか、うちはもう駄目になったけ、もうお手上げだというようなお話は聞いてませんか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 直接新型コロナの影響で廃業ということではないというふうにお聞きしてはいますが、飲食業者の方で、もう操業やめられたというところはいらっしゃいます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 飲食店が一番のやっぱり大変な状況というのはもう全国的になっているわけですが、飲食店の中に入れる業者、酒の販売店や精肉、生魚、野菜、そういったものの飲食店に入れる業者も大変な状況になっている。ここに対する支援もあるとは聞いているんですが、やっぱり町として、何とかそれは補助金が一番理想ですが、やはりコロナが終わって収束して、何年間のうちに猶予見るから、その間に返していただければいいですよ、というようなそういう資金も打ち出してはもらえませんか。私は切にもう厳しい話を聞かされてるんで、そ

ういった点についてお考えがないでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員がご提案されております事業につきましては、貸付のような形というふうに捉えさせていただきますけれども、貸付ということになりますと、そういった形の許可が必要になってこようかと思っておりますので、ちょっとそれはなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。現在、商工会と連携をして、今現在、売上げが減少していることに対する支援策も含めてなんです、今後、操業するに当たっての、操業を続けていくに当たっての支援が何かできないかということについて、この前からですけれども、徐々に考えていこうというような話はしております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） このコロナが収束するまでに倒産されてもらっては、町内の皆さんに何とか頑張ってほしいという思いで皆さんおられるんですが、どうしようもなくなるといふ現状も加味していただいて、そこら辺は、やはり町民の生活を守るためにしっかりとした施策を打ち出してもらおうよう、ここでしっかり要望しておきたいと思っております。次に、コロナ禍を定住推進につなげる施策について伺うんですが、昨年度広島県にオフィスを開いたり、本社機能を移転した企業が前年度の2.3倍、28社に上ったと、これは中国新聞が書いていたと思っております。4月21日付です。長野県の須坂市というところは、移住支援の動画を作成して、いろんな動画を作成して100本以上配信しているそうです。それによって、相談件数も2割以上増えて、移住も増えている。コロナ禍になって、やはり地方が見直されている。首都圏のアンケート調査、いろんなところの調査をしているんですが、広島県は、上位5位ぐらいに常に入っているという状況です。こういったことを含めて、やっぱり定住施策に今ピンチをチャンスに変えるという意味で、うちの町も何らかの動きを見せる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） ウイズコロナ、ポストコロナ社会にあっては、ICT、情報通信技術の発展、テレワークの普及、副業・兼業等行う人材の増加など、ライフスタイルが多様化し、働き方、生き方、住まい方など新しい生活様式に大きく変わろうとしており、町での豊かな自然、生活環境を求めて地方移住への関心が高まってきております。これは地方においても都市部と同様の情報通信環境があるということが前提ではございます。このような状況を受け、国においても都市部と地方での生活を推進し、地方を活性化させることを目的として、全国2地域居住等促進協議会を今年3月に設立をされております。本町もこの協議会に設立と同時に加入をいたしております。本町の移住及び居住に関する情報を検討されている方に届けることができるよう、有効な情報提供先を調査研究するとともに、SNSによる情報発信、そういったものの充実やICTを活用した物件の紹介や地域の魅力の発信の充実を図ってまいりたいと考えております。そうした対応を行いながら、実際に本町を訪れていただき、暮らしアドバイザー及び集落支援員により物件の紹介や地域との人脈づくりの支援、お試し住宅による体験など提供して、関係の構築を図り、移住、または居住へつなげていく、そうした展開を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） いろいろ様々な取組について、今後はテレワークとか、密にある状態を避

けたいという人が増えてくるということも予想されますので、ぜひともうちの町へ呼び込むということを積極的に取り組んでいただきたい。このように思っております。質問、1点抜けてたんで、昨日、学校教育課にはお尋ねしたんですが、やはりこういった外出自粛の中で、閉じ籠もりがちで鬱になる人が増えていると。これは国立感染症センター、そういった調査しているところが新聞に出しております。学校教育課には、そういった児童生徒は、現在のところいないというんですが、町民の中で、そういった今体調が悪い、何かいらいらすとか、気分が落ち込んでいるというような異常をきたすような人がおられましょか、保健課長にお伺いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 鬱状態でありますとか閉じ籠もりといったところは、保健課のほうでは把握しておりません。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 児童生徒、また町民にもそういった巣籠もり、鬱というのがないというのを聞いて安心しました。それでは最後の質問なんですが、この新型コロナウイルスの収束をワクチン接種が終われば迎えると思うんですが、しかしながら、こうした強力なウイルスは今後でも出てくる、強い感染症は出てくるという科学者が圧倒的に多くて、人類が滅亡するのは核戦争ではなく、こういった強力なウイルス感染症だという方もおられます。神石高原町はじめ、いくつかの自治体は、この新型コロナウイルス感染症対策条例を設けて、町民の安全・安心を守り、何とか町の責任、町民の責任、そうしたものをうたって対策をしていこうという条例をつくっております。私も本町においても、このコロナに特化したものではなくて、これから将来、いろんな新型感染ウイルスに対してどういうふうにあるべきかという条例をつくる必要があると思っておりますが、お考えをお聞きします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議員言われるとおり、2000年以降におきましてもSARSや新型インフルエンザ、MARS、エボラ出血熱、そして新型コロナウイルスと新興感染症といわれる、以前は知られていなかった感染症が流行しております。そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、未知の感染症である新感染症につきましても、第8条のほうで、県の行動計画に基づき、北広島町新型インフルエンザ等対策行動計画を定めまして、町民の皆様に対する対応でありますとか情報収集しまして、町民への情報提供、共有を図りまして、蔓延防止に関する措置等対策を講じているところでございますので、改めて今現在、条例制定については考えておりません。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） このコロナウイルスの感染症が収束したら、この条例は、つくったとこの自治体の条例は、無意味になるとは思いますが、やはり今回の教訓を生かして、様々なデータも残ってくるわけですから、そういったうちの町のウイルス対策、こうあるべきだと、1にどこ、2に何をせにゃいけんというふうなことをしっかり取り決める条例は、私はあつてしかりだと思っておりますが、このことについて、もし行政のほう積極的に取り組んでいかなければ、総務常任委員会でしっかり議論して、議会発議をさせてもらうことも検討していきたいと思っております。以上で私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで質問席の消毒作業を行うため、暫



時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 55分 休憩

午後 2時 56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。次に、5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。今回初めて質問いたします。質問があまり高価なものではないかも分かりませんが、一つよろしく願います。それでは、私は、先ほども同僚議員が質問しましたが、1つ目は、地域拠点づくりについて。もう1つは、ごみ処理体制について質問をしたいと思います。最初に地域の拠点づくりについてご質問します。北広島町の第2次長期総合計画は、今年度から5年目に入るというふうにお聞きをしております。計画の中の1つに、生活の利便性の確保されたまちづくりがあるというふうにもお聞きしております。地域の拠点づくり、現在、町内に4か所ございますが、地域づくりセンターがあって、町民や各種団体等が利用されております。今後の施設等有効利用含めて多彩な拠点づくりを進めるとされていますが、今の現状と課題について問うものでございます。その中で、4地域の中で、特に今回は豊平地域づくりセンターについてお聞きをしたいと思います。まず、最初に豊平地域づくりセンター、建物等の老朽化が進んでおりますが、現状の把握はどのようにされているか、ご質問いたします。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） それでは豊平支所よりお答えいたします。豊平地域づくりセンターにつきましては、昭和45年に豊平町中央公民館として完成し、以後、住民の皆様にご利用いただいているところでございます。ただ、既に築50年が経過し、老朽化が著しく、維持管理に苦慮しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ありがとうございます。建築から既に50年がたっておりますが、その耐震対策はどのようになっていますでしょうか。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） 豊平地域づくりセンターは、建築基準法施行令が改正となりました昭和56年度以前に建てられた建物でございますので、耐震基準につきましては、新耐震基準は満たしていないという状況でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ありがとうございます。先日私も豊平地域づくりセンター、何回か個人でもグループに入っておりますので、雨の日に訪問させていただきました。これを全部具体的に言うと、あまり言わないでくれというふうな声も聞かれましたので、かいつまんでの質問になるんだと思いますが、耐震は今言われましたけど、雨漏り等が非常に多く見られます。その

早急に検討するべきではないかというふうに思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 豊平支所長。

○豊平支所長（細川敏樹） 現在、豊平地域づくりセンターで雨漏りなどの不具合が起きている点  
はご指摘のとおりでございます。天井や屋根の状況確認は随時行っており、応急的な修繕や雨  
漏り対策を講じているところでございますが、雨漏りにつきまして、完全に防止するためには、  
ある程度の費用かけた大規模修繕が必要となってまいります。その点につきましては、町内に  
数ある老朽化施設の一つとして今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほども支所長がお話にありましたが、現在の建物は、旧豊平町で197  
0年、昭和45年に完成されたものです。生涯教育を支援する立場から様々な会が持たれまし  
た。茶道、華道、書道、料理教室などが気軽に町民が立ち寄ってできる、それから読書もでき  
るような図書館閲覧に貸し出されたという経緯もあります。また当時は、結婚式も行われまし  
て、初めての結婚式は昭和47年4月28日にさる方がやられたと。時代の流れとともに、事  
業の見直しやら現在に至っておるところでございます。そして、豊平町の出身者であります実  
践倫理宏正会の上広哲彦氏の寄与で完成したものでありまして、これらの今までの経緯を少し  
は財団のほうに説明とかいうことはされたのでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 実践倫理宏正会の訪問につきましては、相談をさせていただ  
いたことはありますが、実際にお会いすることはできておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 当時、寄附行為だったんで、私も高校生でございましたので詳しいことは  
覚えておりませんが、寄附行為でやられたというのは、全額かどうかというのは分かりま  
せんけども、やはり財政が少ない中で、こういった議論をする中においては、やはり50年た  
つてもつなかりは持つべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 先ほど申し上げましたとおり、訪問について相談させていた  
だいておりますので、また機会をつくって訪問させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） よろしくお願いたします。それから、地域の振興会が毎年要望書を提出  
しております。私の記憶によりますと、5年以上同じ、豊平地域づくりセンターの新築または  
改造というのを要望しておりますが、対策は進んでないのは現状でございます。この対策につ  
いてはいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 豊平地域づくりセンターの老朽化の対応については、豊平自  
治振興会などから毎年要望いただいていることはご説明のとおりでございます。ご要望の内容  
については、センターの改修のほか、基幹集会所の整備、道路の改良、運動公園のトイレの整  
備など、項目ごとに状況を随時確認しているところでございます。なかなか対策が進まないも  
のもございますが、緊急性の高いものを優先して対応させていただいているところでございま  
す。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） その答えは先日もいただいております。豊平の振興会議の中でもそういう話はさせていただきます。次に、将来、5年、10年先の活用方法として、地元住民はもとより施設の利用者の対策会議、これは早急にやるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 長期的な視野での公共施設の在り方につきましては、北広島町公共施設等総合管理計画に基づきまして取り組んでまいりたいと考えております。当該計画におきまして、基本的な考え方を今年度中には示す予定としております。豊平地域づくりセンターに接続するふれあい健康館をはじめ隣接する施設も含め、今後の在り方、活用方法について、地域住民及び利用者の方の声を聞く機会を設けて、一緒になって検討してまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ありがとうございます。少し前向きな意見をいただきましたので、今後地域の住民と検討していきたいというふうに思っております。年間の利用者は、おおむね私が聞いたところによると17団体というふうに聞いておりますが、資料によりますと、ちょっと違ってたんで、私の聞き間違いかもしれません。繰り返しになるかも分かりませんが、住民の利用の意見、一番重要であり、前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。重複になりますので、返答は要りません。そして、新しくできた本庁横のまちづくりセンター、幅広く利用するというふうな案内もございしますが、現在では、豊平のほうからでは町道の整備が進んでないところもございします。それから公共交通のアクセスが悪いこともありますし、また、地域の特色がありますので、その対策はどのようにされておりますか、お聞きしたいと思えます。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） まちづくりセンターにつきましては、本町の地域づくり、まちづくりに見合う施設として位置づけをしております。また、各地域づくりセンターにつきましては、それぞれの地域特性を生かした活動に取り組んでおり、今後も継続していくこととしております。地域間を結ぶ町道につきましては、順次改良を進めさせていただいております。また、公共交通につきましては、利用の実態を踏まえ、再編や効率化を図るとともに、情報通信技術等の活用によって利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 老朽化もしております。予算もかかることではございますが、住民との対策会議、できれば本年度に何回か要請をさせていただいて、行政と一緒に進めていかれるように強く要望しておきます。お答えは要りません。次に、ごみ処理体制についてお話を聞きたいと思えます。自然環境の保全と生活環境の維持を基本的な方向性で示しておられますが、現状はどのようになっているかをお聞きしたいと思えます。まず最初に資源ごみの年間のリサイクル量、増加傾向だというふうに記憶しておりますが、私の地域も補助をいただいてリサイクル事業に昨年度末から参加をさせていただきました。その町民へのどれだけの啓発活動がされているのか、それから通告にはしておりませんが、総量、参加団体等が分かれば、お聞かせを願いたいというふうに思えます。
- 議長（湊俊文） 町民課長。

- 町民課長（大畑紹子） リサイクルに関する啓発について町民課からお答えいたします。  
まず、資源ごみのリサイクルについてですが、本町では、平成23年度より資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業をスタートさせています。これまでに約60団体が取り組んでおりまして、毎年約400トン回収しております。また、令和元年7月から分別拠点回収モデル事業も加え、地域における拠点回収の取組も進めております。これらの事業は、住民主体の取組でありますので、参加団体の募集や取組事例の紹介をきたひろネットや広報きたひろしま、町ホームページを利用して広報活動に重点を置き、啓発を行っております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ありがとうございます。資源ごみリサイクル事業は、補助金が出るということで、私が所属している会も積極的に進んでおりますが、まだまだ効果が少ないんじゃないかというふうに思います。ちょっと違いますが、現状、豊平地域において不法投棄が非常に多く発生しております。その地域の方は、多いときには軽トラ1台分に当たるということで、先日現場を見てくださいということで、実際には現場を見にいきました。現在、その地域の方がやられていることは、日々、ポイ捨てのごみの回収、それからネットを設置して、車から遠くへ行かないような工夫をされた。それでも効果がないということで、赤い鳥居を設置しております。これらの設置をされていまして余り効果がないという、これらの現状をお聞きになられて、どういうふうに思われるかお答えください。
- 議長（湊俊文） 豊平支所長。
- 豊平支所長（細川敏樹） 豊平地域において不法投棄が相次いでいる現状については、ご指摘のとおりでございます。公共道路脇に家庭ごみ、粗大ごみ、電化製品等が廃棄されている事例が頻発しております。不法投棄は反社会的行為であると同時に犯罪でもありますので、絶対に許されない行為であると考えております。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 町民課からも不法投棄の現状についてお答えいたします。豊平地域に限らず、町内全地域で発生している状況です。本町に限らず、全国的にも社会問題化しております。これまで先ほど議員が言われたような対策を地域でされてきたことで、一定の効果があつたのではないかと考えております。ただ、不法投棄は一つの対策を講じたからといって根絶できる問題ではありませんので、今後も官民一体の地域の実情に応じた継続的・複合的な取組が必要だと考えます。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 現在、その地域は対策案としていい案はないかというふうなご提案がございました。一人二人で考えるよりは、町民全体で考えるべきではないかというふうな話で帰ったんですが、その対策として、ポイ捨て防止のモデル箇所をしたいというふうなおっしゃられております。その対策として、できればネットの無料配布、そこに整備して、のり面に季節の花を植えるので助成金が欲しいと。フラワーロードの現実ポイ捨て防止の防犯カメラ等の設置などを要望されておりました。これらの現実性についてはいかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 不法投棄の対策についてですが、これまでも北広島町公衆衛生推進協議会で実施してまいりました。例えば不法投棄防止看板の設置であるとか、不法投棄監視カメラの貸出し、不法投棄撲滅キャンペーンと題した清掃活動などがあります。また、広島県の地域

廃棄物対策支援事業を活用しまして、不法投棄監視カメラの設置をこれまでに19台行ってきました。昨年度は、道の駅舞ロードIC千代田の駐車場横にも設置を行っております。ほかにも警察及び県の関係機関、町で構成する広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会による不法投棄等の早期発見と解消を図るため、合同パトロールを毎年実施しております。議員ご提案の対策案ですが、経費が安価なものについては、公衆衛生推進協議会の地区活動支援事業を活用すれば実現可能だと考えられます。また、不法投棄監視カメラの設置といった経費が高額なものについては、県の補助事業を活用し、町で対応させていただきます。コロナ禍で十分な活動が制限されている状況ですが、今後も関係団体、関係機関と連携し、不法投棄対策に努めてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問は、お答えをいただいたので、いたしません。それで時間が十分に余っておりますが、最後に町長に総体的なことについて、もし回答があればお聞かせ願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ごみの不法投棄については、先ほど担当からも申し上げましたけども、これを許さないということで、いろんな対策を進めてきているところであります。ケースによっては、ごみの中で名前が入ったようなものもあって、警察と一緒に、そういうことで、どこのごみかというのが特定できたりする場合もあつたりします。そういうことが絶対今後発生しないようにというふうなことで、そういった形の取組も必要なんじゃないかなというふうに思っております。また、リサイクル等も今後これまで以上に分別が必要になる、仕分が必要になるということもありますけども、そのことによって、ごみが減るということになると思いますので、そこらは、今後もある程度町民の皆さん、あるいは事業者の皆さんにお願いをしていくという必要が出てくるというふうに感じております。ひとつ町民の皆さんと一緒に、いろんな運動を進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ありがとうございます。時間が相当に余りましたが、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ、明日17日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 21分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~